

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第四百四十五号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令
内閣は、所得税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第三号)の施行に伴い、並びに同法附則及び租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の規定に基づき、この政令を制定する。

(租税特別措置法施行令の一部改正)

第一条 租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第三項の表第二十七条の四第二十五項の項中「第二十七條の四第二十五項」を「第二十七條の四第十七項」に改め、同表第二十七條の四第二十五項第三号の項中「第二十七條の四第二十五項第三号」を「第二十七條の四第十七項第三号」に改める。

第五条の三第四項中「第十一項第一号」を「第十項第一号」に、「第十一項第三号」を「第十項第三号」に改め、同条第六項中「当該各号に掲げるもの」の下に「当該役務の開発を目的として、第一号イの方法によつて情報を収集し、又は同号イに掲げる情報を取得する場合には、その収集又は取得を含む。」を加え、同項第一号を削り、同項第二号中「前号の収集に係る情報又は同号の取得に係る」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ 大量の情報を収集する機能を有し、その機能の全部又は主要な部分が自動化されている機器又は技術を用いる方法によつて収集された情報
ロ イに掲げるもののほか、当該個人が有する情報で、当該法則の発見が十分見込まれる量のもの

第五条の三第六項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同条第七項第一号中「前項第二号」を「前項第一号」に改め、同条第九項を削り、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項第一号に次のように加える。
ハ 福島国際研究教育機構

第五条の三第十一項第三号中「新事業開拓事業者等」を「特定新事業開拓事業者」に、「その発行する株式の全部又は一部が同法第十七条第一項に規定する認定特定新事業開拓投資事業組合の組合財産であるものその他これに準ずる者が財務省令で定める」を「その設立の日以後の期間が十五年未満であることその他の財務省令で定める要件を満たす」に改め、同項第四号中「大学等」の下に「、特定新事業開拓事業者」を加え、同項第五号中「新事業開拓事業者等」を「特定新事業開拓事業者」に改め、同項第十号中「新事業開拓事業者等に委託する試験研究のうち」を「特定新事業開拓事業者に委託する試験研究のうち」に、「新事業開拓事業者等との」を「特定新事業開拓事業者との」に、「新事業開拓事業者等」を「特定新事業開拓事業者」に改め、同号イ中「第十二号まで」を「この項」に、「新事業開拓事業者等」を「特定新事業開拓事業者」に改め、同号ロ及び同項第十二号中「新事業開拓事業者等」を「特定新事業開拓事業者」に改め、同項に次の一号を加える。

十五 次に掲げる要件の全てを満たす試験研究

イ 当該個人の使用人である次に掲げる者(ロ(1)及びハにおいて「新規高度研究業務従事者」という。)に対して人件費を支出して行う試験研究であること。

(1) 博士の学位を授与された者(外国においてこれに相当する学位を授与された者を含む)で、その授与された日から五年を経過していないもの

(2) 他の者(第三号イ及びロに掲げるものを除く。)の役員(法人税法第十五条第十五号に規定する役員をいう。(2)において同じ。))又は使用人として十年以上専ら研究業務に従事していた者で、当該個人の使用人(当該個人に係る第三号イ及びロに掲げる法人の役員又は使用人を含む)となつた日から五年を経過していないもの

ロ 当該個人のその年分の新規高度人件費割合(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額のうちに占める割合をいう。ロにおいて同じ。)をその年の前年分の新規高度人件費割合で除して計算した場合が・〇三以上である場合又は当該個人のその年の前年分の新規高度人件費割合が零である場合(その年分又は当該前年分の(2)に掲げる金額が零である場合を除く。)にその年において行う試験研究(工業化研究に該当するものを除く。)であること。

(1) 試験研究費の額(工業化研究に該当する試験研究に係る試験研究費の額を除く。)のうち新規高度研究業務従事者に対する人件費の額

(2) 試験研究費の額のうち当該個人の使用人である者に対する人件費の額

ハ 次に掲げる要件のいずれかに該当する試験研究であること。

(1) その内容に関する提案が広く一般に又は広く当該個人の使用人に募集されたこと。

(2) その内容がその試験研究に従事する新規高度研究業務従事者から提案されたものであること。

(3) その試験研究に従事する者が広く一般に又は広く当該個人の使用人に募集され、当該試験研究に従事する新規高度研究業務従事者とその募集に応じた者であること。

第五条の三第十一項を同条第十項とし、同条第十二項第一号中「係る」の下に「試験研究費の額(を)を加え、(次号及び第四号において「試験研究費の額」という)を「は、」に改め、同項第四号中「もの」の下に「第一号又は第二号に定める試験研究費の額に該当する金額を除く。」を加え、同項に次の一号を加える。

五 前項第十五号に掲げる試験研究 当該試験研究に係る同号ロ(1)に掲げる金額として財務省令で定めるところにより証明がされたもの(第一号又は第二号に定める試験研究費の額に該当する金額を除く。)

第五条の三第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項中「同項第一号に規定する試験研究費の額(以下この項及び第十五項において「を削り、」という)は、」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一号を加える。

13 法第十条第八項第八号に規定する政令で定める金額は、同項第一号ロに規定する棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収入金額とする。

第五条の三第十四項から第十六項までを削り、同条第十七項中「及び当該適用年」を「(同号に規定する売上金額をいう。以下この項及び次項において同じ。)」及び当該適用年」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十八項を同条第十五項とし、同条第十九項中「第十三項第二号、第十四項第二号、第十五項第二号、第十七項」を「第十二項第二号、第十四項」に改め、同項を同条第十六項とする。

第五条の五第十項を同条第十一項とし、同条第四項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項第二号中「令和五年」を「令和七年」に、「同項第一号」を「同項第二号」に改め、同項第三号中「令和五年」を「令和七年」に、「同項第二号」を「同項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第十条の三第一項第四号」を「第十条の三第一項第五号」に改め、「事業」の下に「とし、法第十条の三第一項第五号に規定する政令で定める船舶は、総トン数が五百トン以上の船舶とし、同号に規定する政令で定めるものは、その船舶に用いられた指定装置等(環境への負荷の低減に資するものとして国土交通大臣が指定する装置(機器及び構造を含む。第十二項において同じ。))をいう。の内容その他の財務省令で定める事項を国土交通大臣に届け出たものであることにつき財務省令で定めるところにより明らかにされた船舶」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第十条の三第一項第二号」を「第十条の三第一項第三号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第十項として次の一項を加える。

法第十条の三第一項第一号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

- 一 その管理のおおむね全部を他の者に委託するものであること。
- 二 要する人件費が少額なサービス業として財務省令で定める事業(法第十条の三第一項に規定する中小事業者の主要な事業であるものを除く。)の用に供するものであること。

12 国土交通大臣は、第三項の規定により装置を指定したときは、これを告示する。

13 第一項第二号に規定する主要な事業に該当するかどうかの判定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第五条の六の三第一項を削り、同条第二項中「第五条の五第一項」を「第五条の五第二項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。

第五条の七第二項中「第十条の五の六第十四項」を「第十条の五の六第十四項」に改める。

第五条の八第二項中「次項及び第三項」を「次項第一号及び第四項」に、「次項及び第五項」を「次項第二号及び第五項」に、「第四項」を「第三項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 法第十一条第一項に規定する特定海上運送業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める船舶は、次に掲げる船舶に該当する鋼船(船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第二十条の規定に該当するものを除く。)のうち国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

一 海洋運輸業の用に供される船舶(船舶のトン数の測定に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)第四条第一項に規定する国際総トン数が一万トン以上のものに限るものとし、匿名組合契約(当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約を含む。)又は外国におけるこれに類する契約(次号において「匿名組合契約等」という。)の目的である船舶貸渡業の用に供されるもの(その船舶貸渡業を営む個人の法第十九条第一項第一号イに規定する認定先進船舶導入等計画に記載された海上運送法第三十九条の十第一項に規定する先進船舶に該当するものを除く。))で、その貸付けを受けた者の海洋運輸業の用に供されるものを除く。

二 沿海運輸業の用に供される船舶(総トン数が五百トン以上のものに限るものとし、匿名組合契約等の目的である船舶貸渡業の用に供されるもので、その貸付けを受けた者の沿海運輸業の用に供されるものを除く。)

第五条の八第四項を削り、同条第三項中「第十一条第一項第一号」を「第十一条第一項第一号イ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第五条の八第五項中「第十一条第一項第三号」を「第十一条第一項第四号」に改め、同条第六項中「第三項又は前項」を「又は前二項」に改める。

第六条の三第十四項第二号中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 法第十二条第四項の表の第三号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合 当該地区に係る離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第四条第一項の離島振興計画(同条第二項第三号に掲げる事項並びに当該地区に係る同項第五号及び第十二号並びに同条第四項各号に掲げる事項が記載されたものに限る。)のうち当該離島振興計画につき当該離島振興計画を定めた都道府県が同条第十四項の規定による通知(当該離島振興計画が同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により同項の主務大臣に提出があつたものである場合には、同条第十五項において準用する同条第十四項の規定による通知)を受けたもの(以下この条において「特定離島振興計画」という。)に記載された同法第四条第二項第三号に掲げる計画期間の初日又は当該特定離島振興計画に係るこれらの通知を受けた日のいずれか遅い日から令和七年三月三十一日までの期間(当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該いずれか遅い日から当該計画期間の末日までの期間)とし、同月三十一日前に同表の第三号の上欄に規定する離島振興対策実施地域に該当しないこととなつた地区については当該いずれか遅い日からその該当しないこととなつた日までの期間とする。)

第六条の三第十四項第四号中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第十五項中「産業投資促進計画を定め、作成し、又は策定した」を「地区内の」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 法第十二条第四項の表の第三号の上欄に掲げる地区 当該地区内の都道府県が定める特定離島振興計画

第六条の三第二十二項を次のように改める。

22 法第十二条第四項の表の第三号の上欄に規定する政令で定める地区は、特定離島振興計画に記載された離島振興法第四条第四項第一号に掲げる区域の地区とする。

第六条の三第二十三項中「第十五項に規定する産業投資促進計画に記載された」を「特定離島振興計画に振興すべき業種として定められた」に改め、同条第二十七項を削る。

第七条第二項第一号中「以下この号及び」及び「当該事業区域が法第十四条第二項第一号に掲げる地域内にある場合には、五万平方メートル以上」を削る。

第十条第一号を削り、同条第二号中「附則第六十三條第五項又は第七項」を「附則第六十三條第七項」に改め、「第十四条又は」を削り、同号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第十四条第一項中「第十一条第五項」を「第十一条第六項」に改める。

第十六条の三第五項を同条第六項とし、同条第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第二十四条の三第一項に規定する政令で定める規模のものは、機械及び装置並びに器具及び備品にあつては一台又は一基(通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式)の取得価額(所得税法施行令第二百二十六条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。)が三十万円以上のものとし、建物及びその附属設備にあつては一の建築物の取得価額が三十万円以上のものとし、ソフトウェアにあつては一のソフトウェアの取得価額が三十万円以上のものとする。

一 組又は一式)の取得価額(所得税法施行令第二百二十六条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。)が三十万円以上のものとし、建物及びその附属設備にあつては一の建築物の取得価額が三十万円以上のものとし、ソフトウェアにあつては一のソフトウェアの取得価額が三十万円以上のものとする。

二 組又は一式)の取得価額(所得税法施行令第二百二十六条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。)が三十万円以上のものとし、建物及びその附属設備にあつては一の建築物の取得価額が三十万円以上のものとし、ソフトウェアにあつては一のソフトウェアの取得価額が三十万円以上のものとする。

第十七条第六項中「第二百七十一条」を「第二百七十一条第一項」に、「この条」を「この項」に改める。

第十八条の五第二項第二号中「第三十七条の五第三項」を「第三十七条の五第四項」に改め、同項第三号中「第十六条の三第五項」を「第十六条の三第六項」に改める。

第十九条第四項中「から第七十一条まで」を「第七十条又は第七十一条」に改め、同条第二十四項の表第二号第二号の項中「第二百一十一条第二号」を「第二百一十一条第一項第二号」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同表第二百一十一条の項中「第二百七十一条」を「第二百七十一条第一項」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第十九条の三第十九項中「第二十五条の十二の三第四項」を「第二十五条の十二の四第四項」に改める。

第二十條の二第七項第二号中「事業が都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）第七條第一項ただし書に規定する場合に該当するものであるとき」を「区域が含まれる都市再生特別措置法第二條第三項に規定する都市再生緊急整備地域内において当該区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の同條第一項に規定する都市開発事業（当該都市再生緊急整備地域に係る同法第十五條第一項に規定する地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とするものに限る。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、当該区域及び当該他の都市開発事業の施行される土地の区域の面積の合計が一ヘクタール以上となる場合に」に改め、同條第八項中「第三十一條の二第二項第八号の二口」を「第三十一條の二第二項第九号口」に、「第三十一條の二第二項第八号の二イ」を「第三十一條の二第二項第九号イ」に改め、同條第九項及び第十項中「第三十一條の二第二項第九号」を「第三十一條の二第二項第十号」に改め、同條第十一項中「第三十一條の二第二項第十号」を「第三十一條の二第二項第十一号」に改め、同條第十四項を削り、同條第十三項中「第三十一條の二第二項第十一号」を「第三十一條の二第二項第十二号」に、「地域は」を「区域は」に改め、同條第二号中「関する」の下に「同法第四條第二項に規定する」を加え、「同法第四條第二項」を「同條第二項」に改め、同項を同條第十四項とし、同條第十二項中「第三十一條の二第二項第十二号」に改め、同項第一号及び第二号口中「第三十一條の二第二項第十一号」を「第三十一條の二第二項第十二号」に改め、同項を同條第十三項とし、同條第十一項の次に次の一項を加える。

12 法第三十一條の二第二項第十二号に規定する政令で定める面積は、百五十平方メートルとする。

第二十條の二第十五項を次のように改める。

15 法第三十一條の二第二項第十三号に規定する政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

一 前項各号に掲げる区域

二 都市計画法第七條第一項の市街化調整区域と定められた区域

第二十二條第七項中「第十九條第一項」を「平成二十四年法律第八十四号）第十九條第一項」に改める。

第二十三條第五項を削り、同條第四項中「同條第四項」を「同條第五項」に改め、同項第一号中「第三十五條第四項」を「第三十五條第五項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項中「第三十五條第三項第一号」の下に「及び第三号」を加え、「同号」を「同項第一号又は第三号」に、「同條第四項」を「同條第五項」に、「第七項」を「第九項」に改め、同項第一号中「第三十五條第四項」を「第三十五條第五項」に改め、同項第二号中「第三十五條第四項」を「第三十五條第五項」に、「第八項及び第九項」を「第十項及び第十一項」に、「同條第四項」を「同條第五項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 法第三十五條第三項に規定する地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三章及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準とする。

第二十三條第十四項中「第五項」を「第三項」に改め、同項を同條第十六項とし、同條第十三項中「第三十五條第五項」を「第三十五條第六項」に、「同條第六項」を「同條第七項」に、「同條第五項及び第六項」を「同條第六項及び第七項」に改め、同項を同條第十五項とし、同條第十二項中「第三十五條第五項」を「第三十五條第六項」に改め、同項を同條第十四項とし、同條第十一項中「第八項」を「第十項」に、「第九項」を「第十一項」に、「第三十五條第五項」を「第三十五條第六項」に、「同條第四項各号」を「同條第五項各号」に改め、同項を同條第十三項とし、同條第十項中「第三十五條第五項」を「第三十五條第六項」に、「第七項第一号」を「第九項第一号」に改め、同項を同條第十二項とし、同條第八項中「第三十五條第四項」を「第三十五條第五項」に改め、同項を同條第十項とし、同條第七項中「第三十五條第四項」を「第三十五條第五項」に改め、同項を同條第九項とし、同條第六項中「第三十五條第四項」を「第三十五條第五項」に改め、同項を同條第八項とし、同項の前に次の二項を加える。

6 法第三十五條第四項の規定により読み替えて適用される同條第一項第一号の規定により読み替えられた法第三十一條第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、三千万円（次項前段の規定により計算した金額がある場合には、三千万円からその計算した金額を控除した金額）と次に掲げる金額の合計額とのいずれか低い金額とする。この場合において、第二号に掲げる金額が二千万円（次項に規定する法第三十五條第一項の規定により控除される金額がある場合には、二千万円からその控除される金額を控除した金額。以下この項において同じ。）であるときは、法第三十一條第一項に規定する長期譲渡所得の金額（以下この項において「長期譲渡所得の金額」という。）のうち法第三十五條第一項（同條第三項の規定により適用する場合に限る。）の規定に該当する資産の譲渡に係る部分の金額から同條第一項の規定により控除される金額は、二千万円を限度とする。

一 長期譲渡所得の金額のうち法第三十五條第一項（同條第三項の規定により適用する場合を除く。）の規定に該当する資産の譲渡に係る部分の金額

二 二千万円と長期譲渡所得の金額のうち法第三十五條第一項（同條第三項の規定により適用する場合に限る。）の規定に該当する資産の譲渡に係る部分の金額とのいずれか低い金額

7 法第三十五條第四項の規定により読み替えて適用される同條第一項第二号の規定により読み替えられた法第三十二條第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、三千万円と次に掲げる金額の合計額とのいずれか低い金額とする。この場合において、第二号に掲げる金額が二千万円であるときは、同項に規定する短期譲渡所得の金額（以下この項において「短期譲渡所得の金額」という。）のうち法第二十五條第一項同條第三項の規定により適用する場合に限る。）の規定に該当する資産の譲渡に係る部分の金額から同條第一項の規定により控除される金額は、二千万円を限度とする。

一 短期譲渡所得の金額のうち法第三十五條第一項（同條第三項の規定により適用する場合を除く。）の規定に該当する資産の譲渡に係る部分の金額

二 二千万円と短期譲渡所得の金額のうち法第三十五條第一項（同條第三項の規定により適用する場合に限る。）の規定に該当する資産の譲渡に係る部分の金額とのいずれか低い金額

2 法第三十五條の三第二項第二号イに規定する政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

一 都市計画法第七條第一項の市街化区域と定められた区域

二 都市計画法第七條第一項に規定する区域区分に関する同法第四條第一項に規定する都市計画が定められていない同條第二項に規定する都市計画区域のうち、同法第八條第一項第一号に規定する用途地域が定められている区域

第二十四條の四第一項中「第三十七條の五第四項」を「第三十七條の五第五項」に改める。

第二十五条第二項中「行うもの」の下に「とし、同項に規定する政令で定める譲渡は、代物弁済（金銭債務の弁済に代えてするものに限る。以下この項において同じ。）としての譲渡とし、同条第一項に規定する政令で定める取得は、代物弁済としての取得」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 法第三十七条第一項の届出は、同項の表の各号の上欄に掲げる資産の同項に規定する譲渡の日（同日前に当該各号の下欄に掲げる資産の取得（建設及び製作を含む。第十三項第二号を除き、以下この条及び次条第六項において同じ。）をした場合（第二号ロにおいて「先行取得の場合」という。）には、当該資産の法第三十七条第一項に規定する取得の日）を含む三月期間（一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの各期間をいう。第二号において同じ。）の末日の翌日から二月以内に、同項の譲渡につき同項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一 届出者の氏名及び住所
二 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ ロに掲げる場合以外の場合 次に掲げる事項
(1) 当該譲渡をした資産及び当該三月期間内に取得をした資産の種類、構造又は用途、規模（土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。）にあつては、その面積。ロ(1)において同じ。）、所在地並びに譲渡年月日及び取得年月日（船舶にあつては、種類、構造又は用途、規模並びに譲渡年月日及び取得年月日。ロ(1)において同じ。）
(2) 当該譲渡をした資産の価額及び取得費の額
(3) 当該三月期間の末日の翌日以後に取得をする見込みである資産の種類、所在地及び取得予定年月日（船舶にあつては、種類及び取得予定年月日）

ロ 先行取得の場合 次に掲げる事項
(1) 当該三月期間内に譲渡をした資産の種類、構造又は用途、規模、所在地並びに譲渡年月日及び取得年月日
(2) 当該取得をした資産の取得価額
(3) 当該三月期間の末日の翌日以後に譲渡をする見込みである資産の種類、所在地及び譲渡予定年月日（船舶にあつては、種類及び譲渡予定年月日）

三 前号の取得をした、又は同号の取得をする見込みである資産のその適用に係る法第三十七条第一項の表の各号の区分
第一項の表の各号の区分
四 その他参考となるべき事項

第二十五条第四項中「及び次項」を削り、同項第一号中「第二号の上欄」を「第一号の上欄」に改め、令和二年四月一日前に同欄のイ若しくはロに掲げる区域となつた区域内又は「及び」次項第一号並びに」を削り、「同表の第二号」を「同号」に改め、同項第二号中「譲渡資産」の下に「及び買換資産」を加え、「において、買換資産が同条第十項第一号に規定する資産であるときを削り、「百分の三十」を「当該買換資産が次に掲げる資産のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める割合」に改め、同号に次のように加える。

イ 法第三十七条第十項第一号に掲げる地域内にある資産 百分の二十
ロ 法第三十七条第十項第二号に掲げる地域内にある資産 百分の二十五
ハ 法第三十七条第十項第三号に掲げる地域内にある資産 百分の三十（当該譲渡資産及び買換資産のいずれもが同項に規定する主たる事務所資産に該当する場合は、百分の四十）

第二十五条第四項第三号を削り、同条第五項中「譲渡による収入金額が」を「前項の規定は、譲渡による収入金額が」に、譲渡資産のうち、当該を「について準用する。この場合において、前項中「譲渡資産の価額の百分の二十」とあるのは「に、に相当する金額（当該譲渡資産及び買換資産が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該を」と、「譲渡資産の価額に」とある

のは「に、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」を「と、金額」とあるのは「に、に相当する部分」を「と、同項第一号中「百分の三十」とあるのは「百分の七十」と、同項第二号イ中「百分の十」とあるのは「百分の九十」と、同項ロ中「百分の二十五」とあるのは「百分の六十」と読み替えるもの」に改め、同項各号を削り、同条第六項中「第一号」を「第二号」に、「の区域」を「の区域（次項において「埋立区域」という。）」に改め、同条第七項及び第八項を次のように改める。

7 法第三十七条第一項の表の第二号の上欄の二に規定する政令で定める区域は、都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に都市再開発法第二条の第三項第二号に掲げる地区若しくは同条第二項に規定する地区の定められた市又は道府県庁所在の市の区域の都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち最近の国勢調査の結果による人口集中地区の区域（同欄のイからハまでに掲げる区域（埋立区域を除く。）を除く。）とする。

8 法第三十七条第一項の表の第二号の下欄に規定する政令で定める施策は、都市再開発法による市街地再開発事業（その施行される土地の区域の面積が五千平方メートル以上であるものに限る。）に関する都市計画とする。

第二十五条第九項を削り、同条第十項中「第三号の上欄に規定する政令で定める区域は、都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に都市再開発法第二条の第三項第二号に掲げる地区若しくは同条第二項に規定する地区の定められた市又は道府県庁所在の市の区域の都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち最近の国勢調査の結果による人口集中地区の区域（同欄に規定する既成市街地等を除く。）とし、同表の第三号の下欄に規定する政令で定める施策は、都市再開発法による市街地再開発事業（その施行される土地の区域の面積が五千平方メートル以上であるものに限る。）に関する都市計画とし、同欄」を「第二号の下欄」に改め、「土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。」を削り、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 法第三十七条第一項の表の第三号の下欄に規定する政令で定める施設は、事務所、工場、作業場、研究所、営業所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設（福利厚生施設に該当するものを除く。）とし、同欄に規定する政令で定める」を削り、同条第十二項中「第五号」を「第四号」に改め、「期間と」の下に「し、同欄に規定する政令で定める事業は、建設業及びひき船業と」を加え、同項第一号中「又は沿海運輸業（本邦の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。）を削り、「二十五年」を「二十年」に改め、同項第二号中「三十五年」を「三十年」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 沿海運輸業（本邦の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。）の用に供されている船舶 二十三年
第二十五条第十三項中「第五号」を「第四号」に改め、「掲げる船舶」の下に「（その船舶に係る同項の譲渡をした資産に該当する船舶（第二号において「譲渡船舶」という。）に係る事業と同一の事業の用に供されるものに限る。）」を加え、同項第二号中「譲渡資産に該当する船舶（以下この号において「及び」という。）」を削り、同条第十六項中「建設及び製作を含む。以下この条及び次条第六項において同じ。」を削り、「つき法第三十七条第三項」を「つき同条第三項」に改め、同項第二号中「種類」の下に「構造又は用途、規模、取得年月日及び取得価額」の下に「船舶」にあつては、「種類、構造又は用途、規模、取得年月日及び取得価額」を加え、同項第三号中「種類」の下に「所在地及び譲渡予定年月日（船舶にあつては、種類及び譲渡予定年月日）」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 当該取得をした資産のその適用に係る法第三十七条第一項の表の各号の区分

第二十五条第二十二項中「及び次項」を削り、同条第二十三項を次のように改める。
 前項の規定は、買換資産が法第三十七条第一項の表の二以上の号の下欄に掲げる資産に該当する場合について準用する。

第二十五条第二十四項中「第七項の規定により区域を指定したとき、又は」を削る。
 第二十五条第二十二項中「の第二号」を「の第一号」に、「第四号」を「第三号」に、同条第十項第一号に規定する資産である買換資産若しくは同項の規定により同条第一項の規定の適用を受ける場合における同条第十項第二号に規定する資産である」を「次に掲げる」に改め、「同条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項に次の各号を加える。

- 一 法第三十七条第十項第一号に掲げる地域内にある買換資産
- 二 法第三十七条第十項第二号に掲げる地域内にある買換資産
- 三 法第三十七条第十項第三号に掲げる地域内にある買換資産であつて、同条第一項の譲渡をした資産及び当該買換資産のいずれもが同条第十項に規定する主たる事務所資産に該当する場合における当該買換資産

四 法第三十七条第十項第三号に掲げる地域内にある買換資産であつて、前号に掲げる買換資産以外の買換資産
 第二十五条の第六項中「の第二号」を「の第一号」に、「若しくは」を「又は」に、「とき又は」を「ときにおける前二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の八十」とあるのは「百分の七十」とし」に改め、「において、買換資産が法第三十七条の第三項各号に規定する場合に該当するとき」を削り、「同条第二項第一号に規定する場合に該当する」を「法第三十七条の第三項第一号に掲げる地域内にある」に、「百分の七十」と、同項第二号に規定する場合に該当するを「百分の九十」と、同項第二号に掲げる地域内にある」に、「とする」を「と、同項第三号に掲げる地域内にある場合には「百分の七十（当該譲渡資産及び買換資産のいずれもが法第三十七条第十項に規定する主たる事務所資産に該当する場合に、百分の六十」とする」に改める。

第二十五条の四第一項中「法第三十七条第四項の規定により読み替えて適用される」を削り、「（法第三十七条の五第一項）を（同条第一項）に改め、同条第二項中「当該事業が同欄のイ又はロに掲げる区域又は地区内において施行されるもの（第二十条の第二十五項第五号に掲げる区域内において施行される事業にあつては、同号に規定する認定集約都市開発事業計画に係る同号イに規定する集約都市開発事業に限る）であること及び」を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を削り、同号の前に次の一号を加える。

- 一 その事業が法第三十七条の五第一項の表の第一号の上欄のイ又はロに掲げる区域又は地区内において施行されるもの（都市の低炭素化の促進に関する法律第十二条に規定する認定集約都市開発事業計画（当該認定集約都市開発事業計画に次に掲げる事項が定められているものに限る。以下この号及び次項第四号において同じ。）の区域内において施行される事業にあつては、当該認定集約都市開発事業計画に係る同法第九条第一項に規定する集約都市開発事業であつて社会資本整備総合交付金（予算の目である社会資本整備総合交付金の経費の支出による給付金をいう）の交付を受けて行われるもの（イ及びロにおいて「集約都市開発事業」という）に限る。）であること。

イ 当該集約都市開発事業の施行される土地の区域（以下この項において「施行地区」という。）の面積が二平方メートル以上であること。
 ロ 当該集約都市開発事業により都市の低炭素化の促進に関する法律第九条第一項に規定する特定公共施設の整備がされること。
 第二十五条の四第三項中「第二十条の第二十五項第二号から第五号までに」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 次に掲げる地区若しくは区域で都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に定められたもの又は中心市街地の活性化に関する法律第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域
- イ 都市計画法第八条第一項第三号に掲げる高度利用地区

ロ 都市計画法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域及び同項第四号に掲げる沿道地区整備地区計画の区域のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

- (1) 当該防災街区整備地区計画又は沿道地区計画の区域について定められた次に掲げる計画において、当該計画の区分に応じそれぞれ次に定められた制限が定められていること。
- (i) 当該防災街区整備地区計画の区域について定められた密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画又は同項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画 同条第三項又は第四項第二号に規定する建築物等の高さの最低限度又は建築物の容積率の最低限度
- (ii) 当該沿道地区計画の区域について定められた幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第一号に規定する沿道地区整備計画 同条第六項第二号に規定する建築物等の高さの最低限度又は建築物の容積率の最低限度

(2) (i)又は(ii)に掲げる計画の区域において建築基準法第六十八条の第二項の規定により、条例で、これらの計画の内容として定められた(i)又は(ii)に定める制限が同項の制限として定められていること。

二 都市再生特別措置法第九条第三項に規定する都市再生緊急整備地域
 三 都市再生特別措置法第九十九条に規定する認定誘導事業計画の区域
 四 認定集約都市開発事業計画の区域
 第二十五条の四第四項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第七項中「において準用する法第三十七条第四項」を削り、「法第三十七条の五第一項」を「同条第一項」に改め、同条第八項中「において準用する法第三十七条第四項の税務署長」を「の税務署長」に改め、同項第三号中「次項」を「次項第二号」に、「において準用する法第三十七条第四項に規定する認定」を「の認定」に改め、同条第九項中「第三十七条の五第二項において準用する法第三十七条第六項」を「第三十七条の五第三項において準用する法第三十七条第六項」に、「の規定により読み替えて適用される」を「において準用する」に、「（法第三十七条の五第二項）を（法第三十七条の五第三項）に改め、同項第二号中「において準用する法第三十七条第四項」を削り、同条第十項中「第三十七条の五第二項」を「第三十七条の五第三項」に、同条第四項」を「法第三十七条の五第二項」に、「法第三十七条の五第一項」を「同条第一項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第十一項及び第十二項中「第三十七条の五第三項」を「第三十七条の五第四項」に改め、同条第十三項中「第三十七条の五第三項」を「第三十七条の五第四項」に改め、「法第三十七条の五第四項」に改め、同条第十四項中「第三十七条の五第四項」を「第三十七条の五第五項」に改め、同条第十五項中「第三十七条の五第五項」を「第三十七条の五第六項」に改め、同条第十六項中「第三十七項及び第十八項中「第三十七項の五第五項」を「第三十七項の五第六項」に改め、同条第十七項及び第十八項中「第三十七項の五第五項」を「第三十七項の五第六項」に改め、同条第十九項中「第三十七項の五第五項」を「第三十七項の五第六項」に改め、同項ただし書中「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第二十項中「第三十七項の五第五項」を「第三十七項の五第六項」に改め、「法第三十七条第四項の規定により読み替えて適用される」を削る。

第二十五条の五第三項第二号中「中部圏開発整備法」の下に「昭和四十一年法律第百二号」を加える。
 第二十五条の九の第二項、第九項第一号八及び第十項第一号中「第二十五条の十二の三第四項」を「第二十五条の十二の四第四項」に改める。

第二十五条の十の第二項、第十一項第二号イ及び第十二項第一号中「第二十五条の十二の三第四項」を「第二十五条の十二の四第三項」に改め、同条第十四項第十七号中「第三十七項の十三の第二項」を「第二十五条の十三の第三項」に改め、同項第十七号口中「第三十七項の十四の第五項第二号イ(2)若しくはロ、第四号ロ又は第六号ハ(2)若しくはニ」を「第三十七項の十四の第五項第二号イ(2)又はロ」に改め、同号ハ中「又は第二十六項」を削り、同条第二十三項及び第二十五項第一号中「第二十五条の十二の三第四項」を「第二十五条の十二の四第四項」に改める。

第二十五条の十の十第七項中「第三十七条の十三の第二項」を「第三十七条の十三の第三項」に改める。
 第二十五条の十の十一第四項第一号中「第二十五条の十二の第三項」を「第二十五条の十二の第四項」に改める。

第二十五条の十一の二第八項第二号中「又は第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の二第二項又は第三十七条の十三の三第四項」に改める。

第二十五条の十二第一項第一号中「次条において」を「第二十五条の十二の三において」に、「払込みをいう。以下この条及び次条」を「払込みをいう。以下第二十五条の十二の三において」に、「取得をいう。以下この条及び次条」を「取得をいう。以下第二十五条の十二の三まで」に、「次条において同じ」を「第二十五条の十二の三において同じ」に改め、同条第七項中「をした」の下に「控除対象特定株式」を加え、「の取得」を「をいい、次項に規定する特例控除対象特定株式を除く。以下この項において同じ」の取得に、「同項の」を「同条第一項の」に、「第二十五条の十二の三第四項」を「第二十五条の十二の四第四項」に、「なるその」を「なる当該適用年に」に、「受けた同項に規定する」を「受けた」に、「適用年の」を「当該適用年の」に改め、「受けた金額」の下に「として財務省令で定める金額」を加え、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「同項第一号に定める特定株式にあつては平成十五年四月一日（同項第二号イに掲げる特定株式にあつては平成十六年四月一日とし、同号ロに掲げる特定株式にあつては令和二年四月一日とし、同項第三号に定める特定株式の区分に応じ当該各号に定める）」以後に払込により取得をした」を「次の各号に掲げる特定株式の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 法第三十七条の十三第一項第一号に定める特定株式 次に掲げる特定株式の区分に応じそれぞれ次に定めるもの
 - イ ロに掲げる特定株式以外の特定株式 平成十五年四月一日以後に払込により取得をしたもの
 - ロ 特例適用控除対象特定株式 令和五年四月一日以後に払込により取得をしたもの（前項の規定により通知を受けた特例株式会社の特例適用控除対象特定株式に限る。次号ロ及び第三号ロにおいて同じ。）
 - 三 号ロにおいて同じ。）
- 二 法第三十七条の十三第一項第二号イに掲げる特定株式 次に掲げる特定株式の区分に応じそれぞれ次に定めるもの
 - イ ロに掲げる特定株式以外の特定株式 平成十六年四月一日以後に払込により取得をしたもの
 - ロ 特例適用控除対象特定株式 令和五年四月一日以後に払込により取得をしたもの
- 三 法第三十七条の十三第一項第二号ロに掲げる特定株式 次に掲げる特定株式の区分に応じそれぞれ次に定めるもの
 - イ ロに掲げる特定株式以外の特定株式 令和二年四月一日以後に払込により取得をしたもの
 - ロ 特例適用控除対象特定株式 令和五年四月一日以後に払込により取得をしたもの

四 法第三十七条の十三第一項第三号に定める特定株式 平成十六年四月一日以後に払込により取得をしたもの

二十五条の十二第八項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

法第三十七条の十三第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年中に取得をした同項に規定する控除対象特定株式（同項第一号又は第二号に掲げる株式会社でその設立の日以後の期間が五年未満の株式会社であることその他の財務省令で定める要件を満たすもの（次項及び第十項第一号ロにおいて「特例株式会社」という。）の特定株式に係るものに限る。以下この項において「特例控除対象特定株式」という。）の取得に要した金額の合計額につき同条第一項の規定の適用を受けた場合において、当該適用を受けた金額として財務省令で定める金額（以下この項において「適用額」という。）が二十億円を超えたときは、その適用を受けた年（以下この項及

び次項において「適用年」という。）の翌年以後の各年分における所得税法第四十八条の規定並びに所得税法施行令第二編第一章第四節第三款及び第六十七條の七第四項から第七項までの規定並びに第二十五条の十二の四第四項の規定の適用については、これらの規定により当該各年分の必要経費又は取得費に算入すべき金額の計算の基礎となる当該適用年に法第三十七条の十三第一項の規定の適用を受けた特例控除対象特定株式（以下この条において「特例適用控除対象特定株式」という。）に係る同一銘柄株式一株当たりの同令第五十五条第一項の規定により算出した取得額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とし、当該同一銘柄株式一株当たりの同令第六十八條第一項の規定により算出した必要経費に算入する金額及び取得費に算入する金額は、当該控除に準じて計算した金額とする。

一 当該特例適用控除対象特定株式に係る同一銘柄株式一株当たりの当該適用年の十二月三十一日における所得税法施行令第五十五条第一項の規定により算出した取得価額

二 当該特例適用控除対象特定株式に係る適用年の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を当該適用年の十二月三十一日において有する当該特例適用控除対象特定株式に係る同一銘柄株式の数で除して計算した金額

イ 当該適用年において当該特例適用控除対象特定株式以外の特例適用控除対象特定株式（ロにおいて「他の特例適用控除対象特定株式」という。）がない場合 適用額から二十億円を控除した残額

ロ 当該適用年において他の特例適用控除対象特定株式がある場合 適用額から二十億円を控除した残額に、当該特例適用控除対象特定株式の取得に要した金額（第三項の規定により計算される同項に規定する取得に要した金額をいう。ロにおいて同じ。）と当該他の特例適用控除対象特定株式の取得に要した金額との合計額のうち占める当該特例適用控除対象特定株式の取得に要した金額の割合を乗じて計算した金額

9 前項の規定の適用がある場合において、特例適用控除対象特定株式の取得をした同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、当該特例適用控除対象特定株式に係る同一銘柄株式を同項の適用年の翌年以後最初に譲渡又は贈与をする時までに、同項の規定の適用がある旨その他の財務省令で定める事項を当該特例適用控除対象特定株式に係る特例株式会社（当該特例株式会社であつた株式会社を含む。次項第一号ロにおいて同じ。）に通知しなければならない。

第二十五条の十二の三第一項、第二項及び第四項中「第三十七条の十三の三第一項」を「第三十七条の十三の四第一項」に改め、同条を第二十五条の十二の四とする。

第二十五条の十二の二第二項中「第三十七条の十三の二第一項」を「第三十七条の十三の三第一項」に改め、同条第二項中「第三十七条の十三の二第一項」を「第三十七条の十三の三第一項」に改め、同条第一号中「第三十七条の十三の二第一項各号」を「第三十七条の十三の三第一項各号」に改め、同条第三項中「第三十七条の十三の二第一項第二号」を「第三十七条の十三の三第一項第二号」に改め、同条第四項及び第五項中「第三十七条の十三の二第一項」を「第三十七条の十三の三第一項」に改め、同条第六項中「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の三第四項」に改め、同条第一号中「第三十七条の十三の二第八項」を「第三十七条の十三の三第八項」に改め、同条第二号中「の規定」を「又は第三十七条の十三の二第一項の規定」に改め、同条第七項中「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の三第七項」に改め、同条第八項中「第三十七条の十三の二第八項」を「第三十七条の十三の三第八項」に改め、同条第九項中「第三十七条の十三の二第八項に規定する特定株式」を「第三十七条の十三の三第八項」に改め、同項第一号中「第三十七条の十三の二第八項」を「第三十七条の十三の三第八項」に改め、同項第三号中「第三十七条の十三の二第一項」を「第三十七条の十三の三第一項」に改め、同項第十項中「第三十七条の十三の二第八項」を「第三十七条の十三の三第八項」に改め、同条第十二項から第十四項までの規定中「第三十七条の十三の二」を「第三十七条の十三の三」に改め、同条第十六項中「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の三第七項」に「第三十七条の十

六項中「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の三第七項」に「第三十七条の十

第四項から第七項までの規定並びに第二十五条の十二の四第四項の規定の適用については、これらの規定により当該各年分の必要経費又は取得費に算入すべき金額の計算の基礎となる当該適用年に法第三十七条の十三の二第一項の規定の適用を受けた控除対象設立特定株式(以下この条において「適用控除対象設立特定株式」という。)に係る同一銘柄株式一株当たりの同令百五条第一項の規定により算出した取得価額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とし、当該同一銘柄株式一株当たりの同令百八条第一項の規定により算出した必要経費に算入する金額及び取得費に算入する金額は、当該控除に準じて計算した金額とする。

一 当該適用控除対象設立特定株式に係る同一銘柄株式一株当たりの当該適用年の十二月三十一日における所得税法施行令百五条第一項の規定により算出した取得価額

二 当該適用控除対象設立特定株式に係る適用年の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を当該適用年の十二月三十一日において有する当該適用控除対象設立特定株式に係る同一銘柄株式の数で除して計算した金額

イ 当該適用年において当該適用控除対象設立特定株式以外の適用控除対象設立特定株式(口において「他の適用控除対象設立特定株式」という。)がない場合 適用額から二十億円を控除した残額

ロ 当該適用年において他の適用控除対象設立特定株式がある場合 適用額から二十億円を控除した残額に、当該適用控除対象設立特定株式の取得に要した金額(第三項の規定により計算される同項に規定する取得に要した金額をいう。ロにおいて同じ。)と当該他の適用控除対象設立特定株式の取得に要した金額との合計額のうち占める当該適用控除対象設立特定株式の取得に要した金額の割合を乗じて計算した金額

8 前項の規定の適用がある場合において、適用控除対象設立特定株式の取得をした同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、当該適用控除対象設立特定株式に係る同一銘柄株式を同項の適用年の翌年以後最初に譲渡又は贈与をする時までに、同項の規定の適用がある旨その他の財務省令で定める事項を当該適用控除対象設立特定株式に係る特定株式会社(当該特定株式会社であつた株式会社を含む。以下この項及び次項において同じ。)に通知しなければならない。この場合において、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、当該翌年以後の各年において当該同一銘柄株式の譲渡又は贈与をしたときは、遅滞なく、当該特定株式会社にその旨、当該譲渡又は贈与をした日及び当該同一銘柄株式の数その他の財務省令で定める事項を通知しなければならない。

9 法第三十七条の十三の二第一項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、払込みにより取得をした特定株式会社の設立特定株式(前項前段の規定により通知を受けた特定株式会社の適用控除対象設立特定株式で令和五年四月一日以後に払込みにより取得をしたものに限り)に係る同一銘柄株式をその払込みによる取得があつた日の属する年の翌年以後の各年において譲渡又は贈与をした場合において、当該特定株式会社が前項後段の規定による通知その他の事由により当該譲渡又は贈与があつたことを知つたときは、当該特定株式会社が、その知つた日の属する年の翌年一月三十一日までに、その知つた旨その他の財務省令で定める事項をその所在地の所轄税務署長に通知しなければならない。

10 法第三十七条の十三の二第一項の規定の適用がある場合における法第三十七条の十及び第三十七条の十一の規定の適用については、法第三十七条の十第一項及び第三十七条の十一第一項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(第三十七条の十三の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。とする)とする。

第二十五条の十三第五項中「第六号イ、ハ若しくはニ」を「第六号イ若しくはハ」に、「第二十九項」を「第三十二項」に、「並びに次条第二項及び第三項において「特定累積投資勘定」を「において「特定累積投資勘定」に、「法第三十七条の十四第五項第八号」を「同項第八号」に、「並びに次条第二項及び第三項において「特定非課税管理勘定」を「において「特定非課税管理勘定」に改め、同条第六項第一号中「並びに第二十五項第一号及び第二号」を「及び第二十三項第一号」に改め、

同条第八項中「又は同項第六号二」を削り、同項第一号中「及び第二十七項」を「並びに第二十五項第一号及び第二号」に改め、同条第九項中「又は特定非課税管理勘定」を削り、「及び第二十七項」及び「並びに第二十五項第一号及び第二号」を削り、同条第十項第二号中「及び第二十九項第三号」及び「並びに第二十九項第三号及び第四号」を削り、同条第十二項第一号中「第二十五項第四号口(2)並びに」を削り、同項第十一号中「について」を「当該二以上の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定のみに係る同一銘柄のものを除く。」について、「累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定への」を「又は累積投資勘定への」に改め、同条第十三項中「累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」を「又は累積投資勘定」に改め、同条第十四項中「第五号口及び第七号口」を「及び第五号口」に改め、同条第十五項中「第二十五項第四号イ(3)」を「第二十三項第三号口」に、「書類」を「もの」に改め、同条第十六項中「次に掲げる上場株式等」を「継続適用届出書提出者が出国をした日からその者に係る帰国届出書の提出があつた日までの間に取得をした上場株式等であつて同号イに掲げるもの」に改め、同項各号を削り、同条第十七項第一号中「第二十五条の十の第二十五項に規定する住所等確認書類」を「住民票の写しその他の財務省令で定める書類」に、「特定署名用電子証明書等(同項に規定する特定署名用電子証明書等)」を「署名用電子証明書等(法第三十七条の十一の三第四項に規定する署名用電子証明書その他の同項に規定する電磁的記録であつて財務省令で定めるもの)」に、「特定署名用電子証明書等」を「署名用電子証明書等」に改め、同条第二十項中「又は同項第六号二」を削り、同条第二十一項第一号中「第二十四項」を「次項」に改め、同条第二十二項及び第二十三項を削り、同条第二十四項中「第三十七条の十四第五項第四号ハ」を「第三十七条の十四第五項第四号口」に改め、「定める累積投資上場株式等」の下に「(同号に規定する累積投資上場株式等をいう。以下この項において同じ。)」を加え、同項を同条第二十二項とし、同条第二十五項第一号中「第三十七条の十四第五項第六号ハ(1)」を「第三十七条の十四第五項第六号ハ」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 法第三十七条の十四第五項第六号ハに掲げる上場株式等で次のいずれかに該当するもの
イ その上場株式等が上場されている金融商品取引法第二十六条に規定する金融商品取引所定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているものその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定めるもの

ロ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口(口において「投資口」という。)又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第四条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款(当該証券投資信託が外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類するもの。ハにおいて「委託者指図型投資信託約款」という。)、同法第六十七条第一項に規定する規約(当該投資口が同法第二条第二十五項に規定する外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類するもの)又は信託法第三条第一号に規定する信託契約において法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資(第十五項第二号に規定する目的によるものを除く。)として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの

ハ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款に第十五項第一号及び第三号の定めがあるもの以外のもの

第二十五条の十三第二十五項第四号及び第五号を削り、同項を同条第二十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

24 第十七項の規定は法第三十七条の十四第五項第六号の金融商品取引業者等の同号の規定による確認について、第十八項の規定は同号に規定する住所その他の政令で定める事項について、それぞれ準用する。この場合において、第十七項中「第三十七条の十四第五項第四号」とあるのは、「第三十七条の十四第五項第六号」と読み替えるものとする。

第二十五条の十三第二十六項を削り、同条第二十七項中「政令」を「その他政令」に改め、同項第一号中「次項」を「第二十九項」に改め、同項第二号中「同条第五項第六号の口座に係る他の年分の特定非課税管理勘定への移管に係るもの」を削り、同項次に次の一号を加える。

三 法第三十七条の十四第五項第六号の口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長は、当該口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者について、前項において準用する第十七項に規定する確認期間（以下この号において「確認期間」という。）内に同項本文の規定による確認をしなかつた場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、当該口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に同条第五項第六号イ及びハに掲げる上場株式等を受け入れないこと。ただし、同日以後に、次に掲げる場合に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日以後は、この限りでない。

イ 当該金融商品取引業者等の営業所の長が、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の前項において準用する第十七項に規定する届出住所等につき、同項各号に掲げる場合の区分に応じ同項各号に定める氏名及び住所と同じであることを確認した場合

ロ 当該金融商品取引業者等の営業所の長が、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者から、次条第一項の定めるところによりその者に係る前項において準用する第十七項に規定する非課税口座異動届出書の同項に規定する提出を受けた場合

第二十五条の十三第二十七項を同条第二十五項とし、同項の次に次の二項を加える。

26 法第三十七条の十四第五項第六号イに規定する政令で定める金額は、対象非課税口座（同号の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が開設する非課税口座のうち当該非課税口座に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年の前年十二月三十一日（以下この項において「基準日」という。）において同号の金融商品取引業者等の営業所に開設されている非課税口座をいう。第二十八項第一号及び第二号において同じ。）に設けられた特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等（第二十八項において「対象非課税口座内上場株式等」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を合計した金額（第二十八項及び第三十項において「対象非課税口座内上場株式等」の購入の代価の額の総額」という。）とする。

一 特定累積投資勘定に係る特定累積投資上場株式等（法第三十七条の十四第五項第六号に規定する特定累積投資上場株式等をいう。以下この条において同じ。）当該特定累積投資上場株式等の購入の代価の額（同項第二号イに規定する購入の代価の額をいう。次号において同じ。）を当該特定累積投資上場株式等の取得価額とみなして、当該特定累積投資上場株式等を銘柄ごとに区分し、基準日に当該特定累積投資勘定に受け入れられている当該特定累積投資上場株式等の譲渡があつたものとして所得税法施行令第二編第一章第四節第三款の規定に準じて計算した場合に算出される当該特定累積投資上場株式等の取得費の額に相当する金額

二 特定非課税管理勘定に係る上場株式等 当該上場株式等の購入の代価の額を当該上場株式等の取得価額とみなして、当該上場株式等を銘柄ごとに区分し、基準日に当該特定非課税管理勘定に受け入れられている当該上場株式等の譲渡があつたものとして所得税法施行令第二編第一章第四節第三款並びに第六十七條の七第四項、第六項及び第七項の規定に準じて計算した場合に算出される当該上場株式等の取得費の額に相当する金額

27 前項各号の規定により所得税法施行令第二編第一章第四節第三款並びに第六十七條の七第四項、第六項及び第七項の規定に準じて計算する場合には、同令第九十九條第一項第一号中「含むもの」とし、その金銭の払込みによる取得のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額」とあるのは「含む」と、同項第五号中「代価（購入手数料その他その有価証券の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）」とあるのは「代価」と、同令第一百一条第一項中「の額（その金銭の払込みによる取得のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）」とあるのは「の額」と、同令第一百二十二條第一項中「利益の配当（法第二十五条第一項第一号（合併の場合のみなし配当）の規定により剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配若しくは金銭の分配として交付を受けたものとみなされる金額又はその合併法人株

式若しくは合併親法人株式の取得のために要した費用の額がある場合には、当該交付を受けたものとみなされる金額及び費用の額のうち旧株一株に対応する部分の金額を加算した金額」とあり、及び同条第三項中「取得価額（その併合投資信託等の受益権の取得のために要した費用の額がある場合には、当該費用の額のうち旧受益権一口に対応する部分の金額を加算した金額）」とあるのは「取得価額」と、同令第一百十三條第一項中「金額（法第二十五条第一項第二号（分割型分割の場合のみなし配当）の規定により剰余金の配当若しくは利益の配当として交付を受けたものとみなされる金額又はその分割承継法人株式若しくは分割承継親法人株式の取得のために要した費用の額がある場合には、当該交付を受けたものとみなされる金額及び費用の額のうち分割承継法人株式又は分割承継親法人株式一株に対応する部分の金額を加算した金額）」とあり、及び同令第一百十三條の二第二項中「金額（法第二十五条第一項第三号（株式分配の場合のみなし配当）の規定により剰余金の配当若しくは利益の配当として交付を受けたものとみなされる金額又はその完全子法人株式の取得のために要した費用の額がある場合には、当該交付を受けたものとみなされる金額及び費用の額のうち完全子法人株式一株に対応する部分の金額を加算した金額）」とあるのは「金額」と、同令第一百十六條中「取得価額（その合併法人等新株予約権等の取得のために要した費用の額がある場合には、当該費用の額のうち旧新株予約権等一単位に対応する部分の金額を加算した金額）」とあり、同令第六十七條の七第四項中「取得価額（当該株式交換完全親法人の株式又は親法人の株式の取得に要した費用がある場合には、当該費用の額を加算した金額）」とあり、同条第六項中「取得価額（当該株式移転完全親法人の株式の取得に要した費用がある場合には、当該費用の額を加算した金額）」とあり、及び同条第七項各号中「取得価額（当該取得をする株式の取得に要した費用がある場合には、当該費用の額を加算した金額）」とあるのは「取得価額」と読み替えるものとする。

第二十五条の十三第二十九項を削り、同条第二十八項中「第十三項中」を「同項第十一号中」のもの（以下この条において「対象非課税管理勘定」とする。）に改め、同項の次に次の二項を加える。

28 第二十六項の規定により対象非課税口座内上場株式等の購入の代価の額の総額を計算する場合には、次に定めるところによる。

一 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の有する同一銘柄の対象非課税口座内上場株式等（以下この条において「対象非課税口座に設けられた特定累積投資勘定に係る特定累積投資上場株式等」と当該対象非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定に係る上場株式等とがある場合には、これらの対象非課税口座内上場株式等については、それぞれその銘柄が異なるものとして、第二十六項の規定を適用する。）

二 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が二以上の対象非課税口座を有する場合には、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の有する同一銘柄の対象非課税口座内上場株式等（以下この条において「対象非課税口座に係る対象非課税口座内上場株式等」と当該対象非課税口座以外の対象非課税口座に係る対象非課税口座内上場株式等とがあるときは、これらの対象非課税口座内上場株式等については、それぞれその銘柄が異なるものとして、第二十六項の規定を適用する。）

三 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の有する同一銘柄の上場株式等のうちに対象非課税口座内上場株式等と当該対象非課税口座内上場株式等以外の上場株式等とがある場合には、これらの上場株式等については、それぞれその銘柄が異なるものとして、第二十六項の規定を適用する。

四 対象非課税口座内上場株式等が事業所得又は雑所得の基因となる上場株式等である場合には、当該対象非課税口座内上場株式等を譲渡所得の基因となる上場株式等とみなして、第二十六項の規定を適用する。

式若しくは合併親法人株式の取得のために要した費用の額がある場合には、当該交付を受けたものとみなされる金額及び費用の額のうち旧株一株に対応する部分の金額を加算した金額」とあり、及び同条第三項中「取得価額（その併合投資信託等の受益権の取得のために要した費用の額がある場合には、当該費用の額のうち旧受益権一口に対応する部分の金額を加算した金額）」とあるのは「取得価額」と、同令第一百十三條第一項中「金額（法第二十五条第一項第二号（分割型分割の場合のみなし配当）の規定により剰余金の配当若しくは利益の配当として交付を受けたものとみなされる金額又はその分割承継法人株式若しくは分割承継親法人株式の取得のために要した費用の額がある場合には、当該交付を受けたものとみなされる金額及び費用の額のうち分割承継法人株式又は分割承継親法人株式一株に対応する部分の金額を加算した金額）」とあり、及び同令第一百十三條の二第二項中「金額（法第二十五条第一項第三号（株式分配の場合のみなし配当）の規定により剰余金の配当若しくは利益の配当として交付を受けたものとみなされる金額又はその完全子法人株式の取得のために要した費用の額がある場合には、当該交付を受けたものとみなされる金額及び費用の額のうち完全子法人株式一株に対応する部分の金額を加算した金額）」とあるのは「金額」と、同令第一百十六條中「取得価額（その合併法人等新株予約権等の取得のために要した費用の額がある場合には、当該費用の額のうち旧新株予約権等一単位に対応する部分の金額を加算した金額）」とあり、同令第六十七條の七第四項中「取得価額（当該株式交換完全親法人の株式又は親法人の株式の取得に要した費用がある場合には、当該費用の額を加算した金額）」とあり、同条第六項中「取得価額（当該株式移転完全親法人の株式の取得に要した費用がある場合には、当該費用の額を加算した金額）」とあり、及び同条第七項各号中「取得価額（当該取得をする株式の取得に要した費用がある場合には、当該費用の額を加算した金額）」とあるのは「取得価額」と読み替えるものとする。

第二十五条の十三第三十項を次のように改める。

法第三十七条の十四第五項第六号ハ(1)に規定する政令で定める金額は、対象非課税口座内上場株式等の購入の代価の総額のうち第二十六項第二号に定める金額に係る部分の金額とする。

第二十五条の十三第三十一項中「第三十七条の十四第五項第六号ホ」を「第三十七条の十四第五項第六号ニ」に、「第十三項中」を「同項第十一号中」「特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定のみに」とあるのは「特定非課税管理勘定のみに」と、「ものを除く」とあるのは「ものに限り」と、「非課税管理勘定又は累積投資勘定」とあるのは「特定非課税管理勘定」と、第十三項中「非課税管理勘定又は累積投資勘定」とあるのは「特定非課税管理勘定」とに、「第二十七項第二号」を「第二十五項第二号」に改め、同条第三十六項中「第十七項本文」の下に「第二十四項において準用する場合を含む。」を加え、又は前項を、「第二十五項第三号イ又は前項」に改め、同条第四十二項中「第二十五項第四号イ②」を「第二十三項第三号イ」に、「同号イ③」を「同号ロ」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十一項中「第三十八項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十項中「第三十七條の十四第二十七項」を「第三十七條の十四第三十項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十九項を同条第四十項とし、同条第三十八項中「第三十七條の十四第二十七項」を「第三十七條の十四第三十項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十七項の次に次の一項を加える。

法第三十七條の十四第二十七項に規定する政令で定める金額は、同項に規定する基準日（以下の項において「基準日」という。）において同条第二十七項の金融商品取引業者等の営業所に開設されていた非課税口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れられている上場株式等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 特定累積投資勘定に係る特定累積投資上場株式等 当該基準日に当該特定累積投資勘定に受け入れられている当該特定累積投資上場株式等の譲渡があつたものとして第二十六項の規定により計算される同項第一号に定める金額のうち当該非課税口座に係る部分の金額

二 特定非課税管理勘定に係る上場株式等 当該基準日に当該特定非課税管理勘定に受け入れられている当該上場株式等の譲渡があつたものとして第二十六項の規定により計算される同項第二号に定める金額のうち当該非課税口座に係る部分の金額

第二十五条の十三の二第二項中「若しくはその年の翌年以後に設けられることとなつて」ある勘定、「又は当該非課税口座（令和六年一月一日において令和五年分の非課税管理勘定が設けられていたものに限る。）に令和六年分以後の累積投資勘定を設けようとする場合」及び「（当該非課税口座に設けられたその年分の勘定の変更に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を削り、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」を「又は累積投資勘定に改め、同条第三項中「累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」を「又は累積投資勘定」に改め、同条第五項中「第三十項」を「第三十三項」に改める。

第二十五条の十三の三第一項中「第三十項」を「第三十三項」に改める。
第二十五条の十三の六第二項中「の規定又は」を「若しくは第二十九項後段の規定又は」に、「第二十七項」を「第二十五項第一号若しくは第二号」に改め、同条第三項中「同条第二十項後段の金融商品取引業者等の営業所の長」の下に、「同条第二十七項後段の金融商品取引業者等の営業所の長」を加え、同条第五項中「第二十五條の十三第十七項第二号」の下に「同条第二十四項において準用する場合を含む。次項において同じ。」を加える。

第二十五条の十三の七第一項中「第三十七條の十四第三十一項」を「第三十七條の十四第三十四項」に改め、同条第四項中「第三十七條の十四第三十四項」を「第三十七條の十四第三十七項」に改める。

第二十五条の十三の八第四項の表法第三十七條の十四の二第五項第二号ハ(2)に規定する政令で定めるところにより移管がされる上場株式等の項を次のように改める。

法第三十七條の十四の二第五項第二号ハ(2)に規定する政令で定めるところにより移管がされる上場株式等	を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、当該口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に對し、当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該口座に係る他の年分の非課税管理勘定に移管することを依頼する旨、移管する未成年者口座内上場株式等の種類、銘柄及び数又は価額その他の財務省令で定める事項を記載した書類の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供を含む。）をして	に同号ハ(2)に規定する五年を経過する日の翌日に設けられる継続管理勘定に
---	--	--------------------------------------

第二十五条の十三の八第十二項第五号を同項第七号とし、同項第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長は、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過する日の翌日において当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管すること。

三 前号の未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、当該未成年者口座が開設されている同号の金融商品取引業者等の営業所の長に對し、同号の非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を同号の継続管理勘定に移管しないことを依頼する旨、移管しない当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等の種類、銘柄及び数又は価額その他の財務省令で定める事項を記載した書類の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供を含む。）をした場合には、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、同号の規定にかかわらず、当該書類（電磁的方法により提供された当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に記載又は記録がされた当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該継続管理勘定に移管しないこと。

第二十五条の十三の八第二十項中「及び第三十七項から第四十一項まで」を「第三十七項及び第三十九項から第四十二項まで」に改め、同項の表第二十五條の十三第十二項（第十一号を除く。）の項中「第二十五項第四号ロ②並びに」を削り、同表第二十五條の十三第十二項第十一号の項中「非課税口座内上場株式等」を「未成年者口座内上場株式等」を

非課税口座内上場株式等 （当該二以上の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定のみに係る同一銘柄のものを除く。）	未成年者口座内上場株式等	に改め、同表第二十五條
又は累積投資勘定	又は継続管理勘定	

の十三第三項の項中「累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」を「累積投資勘定」に、「又は継続管理勘定」を「継続管理勘定」に改め、同表第二十五條の十三第三十八項の項中「第二十五條の十三第三十八項」を「第二十五條の十三第三十九項」に、「第三十七條の十四第二十七項」を「第三十七條の十四第三十項」に改め、同表第二十五條の十三第四十項の項中「第二

十五條の十三第四十項を「第二十五條の十三第四十一項」に、「第三十七條の十四第二十七項」を「第三十七條の十四第三十項」に改め、同表第二十五條の十三の第二十五項の項及び第二十五條の十三の第三十一項の項中「第三十項」を「第三十三項」に改め、同表第二十五條の十三の第六十二項の項中「の規定」を「若しくは第二十九項後段の規定」に、「第二十七項」を「第二十五項第一号若しくは第二号」に改め、同表第二十五條の十三の第六十三項の項中「第二十五條の十三第三十六項」を「同表第二十七項後段の金融商品取引業者等の営業所の長及び第二十五條の十三第三十六項」に、「第二十五條の十三の第八第二十八項」を「及び第二十五條の十三の第八第二十八項」に改め、同表第二十五條の十三の第六十五項の項中「第二十五條の十三第十七項第二号」の下に「同表第二十四項において準用する場合を含む。次項において同じ。」を加え、同表第十二項第二号を「同表第十二項第四号」に、「同項第四号」を「同項第六号」に改め、同表前条第一項の項中「第三十七條の十四第三十一項」を「第三十七條の十四第三十四項」に改め、同表前条第四項の項中「第三十七條の十四第三十四項」を「第三十七條の十四第三十七項」に改め、同表第二十一項中「及び第三十七條から第四十五項まで」を「第三十七項及び第三十九項から第四十二項まで」に改める。

第二十五條の二十四第七項中「第五号」を「第四号」に改める。
 第二十五條の三十一第四項中「第四十條の七第十三項」を「第四十條の七第十四項」に改める。
 第二十六條の七第二項中「の二」を「(同法第七十條の二第二項から第三項まで又は第七十一條の二第二項の規定の適用がある場合には、前年以前五年内)の二」に改め、同表第十八項を同表第十九項とし、同表第十七項を同表第十八項とし、同表第十六項中「応じ」を「応じ」に改め、同項を同表第十七項とし、同表第十五項を同表第十六項とし、同表第十四項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、同表第十項中「第五項第二号」を「第六項第二号」に改め、同項を同表第十一項とし、同表第九項を同表第十項とし、同表第八項中「第十一項及び第十三項」を「第十二項及び第十四項」に改め、同項を同表第九項とし、同表第七項を同表第八項とし、同表第六項を同表第七項とし、同表第五項と、同表第三項第二号中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同表第四項とし、同表第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定の適用がある場合において、その者の有する法第四十一條の五第四項に規定する通算後譲渡損失の金額の生じた年がその者の有する所得税法施行令第二百一十條第二項に規定する特例対象純損失金額若しくは同令第二百四十四條第三項に規定する特定雑損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該通算後譲渡損失の金額は当該特例対象純損失金額又は当該特定雑損失金額よりも古い年に生じたものとして前項の規定による控除を行う。

第二十六條の七の二第二項中「の二以上」を「(同法第七十條の二第二項から第三項まで又は第七十一條の二第二項の規定の適用がある場合には、前年以前五年内)の二以上」に改め、同表第十四項を同表第十五項とし、同表第七項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、同表第六項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同表第七項とし、同表第五項を同表第六項とし、同表第四項を同表第五項とし、同表第三項第二号中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同表第四項とし、同表第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定の適用がある場合において、その者の有する法第四十一條の五の二第四項に規定する通算後譲渡損失の金額の生じた年がその者の有する所得税法施行令第二百一十條第二項に規定する特例対象純損失金額若しくは同令第二百四十四條第三項に規定する特定雑損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該通算後譲渡損失の金額は当該特例対象純損失金額又は当該特定雑損失金額よりも古い年に生じたものとして前項の規定による控除を行う。

第二十六條の二十八の三第一項から第三項までの規定中「第四十一條の十九第一項」を「第四十一條の十八の四第一項」に改め、同表第六項中「第四十一條の十九第一項」を「第四十一條の十八の四第一項」に、「第二十五條の十二の三第四項」を「第二十五條の十二の四第四項」に、「なるその」を「なる当該適用年に」に改め、同表第八項及び第九項中「第四十一條の十九第一項」を「第四十一條の十八の四第一項」に改める。

第二十六條の二十八の三の次に次の一項を加える。
 (特定の基準所得金額の課税の特例)
 第二十六條の二十八の三の二 法第四十一條の十九第二項第四号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四十一條第一項(同表第三項において準用する場合を含む。)の規定
 二 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十一條の五第一項から第三項までの規定によりみなして適用する法第三十三條の四第一項、第三十四條第一項若しくは第三十四條の二第二項の規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一條の六第一項の規定によりみなして適用する法第三十四條の二第二項の規定

三 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第五百三十一号)第三十四條の二第一項又は第三十四條の三第一項の規定によりみなして適用する法第三十三條の四第一項の規定
 四 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(平成二十三年政令第百二十二号)第十三條の三第四項の規定によりみなして適用する法第三十三條の四第一項の規定

2 法第四十一條の十九第三項第一号に規定する政令で定める規定は、法第三條第一項、第三條の三第一項、第八條の二第一項、第八條の三第一項、第四十一條の九第一項、第四十一條の十第一項及び第四十一條の十二第二項の規定とする。

3 法第四十一條の十九第三項第三号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。
 一 所得税法第六十九條及び第七十條の規定
 二 法第三條第一項、第八條の二第一項、第四十一條の九第一項、第四十一條の十第一項及び第四十一條の十二第一項の規定

4 法第四十一條の十九第一項の規定の適用がある場合における所得税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 所得税法第六十一條第四項の規定の適用については、同項中「の見積額につき第三章(税額の計算)とあるのは、並びに租税特別措置法第四十一條の十九第一項(特定の基準所得金額の課税の特例)に規定する基準所得金額の見積額につき第三章(税額の計算)及び同項とする。
 二 所得税法第六十二條第一項の規定の適用については、同項第一号中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額並びに租税特別措置法第四十一條の十九第一項(特定の基準所得金額の課税の特例)に規定する基準所得金額(第三号において「基準所得金額」という。）」と、同項第三号中「課税山林所得金額につき第三章(税額の計算)とあるのは「課税山林所得金額並びに基準所得金額につき第三章(税額の計算)及び租税特別措置法第四十一條の十九第一項」とする。

三 所得税法第四十條第一項及び第二項の規定の適用については、同表第一項第一号中「所得税の額」とあるのは「所得税の額(次号において「調整前所得税額」という。))並びに同年分の租税特別措置法第四十一條の十九第一項(特定の基準所得金額の課税の特例)の規定による所得税の額の合計額」と、同表第二号中「所得税の額」とあるのは「所得税の額(以下この号において「調整前所得税額」という。))並びに調整基準所得金額(同年分の租税特別措置法第四十一條の十九第一項に規定する基準所得金額から当該控除した純損失の金額を控除した金額をいう。))を同年分の同項に規定する基準所得金額と、調整基準所得税額(調整前所得税額から当該調整前所得税額を控除した金額を同年分の同項に規定する基準所得税額から控除した金額をいう。))を同年分の同項に規定する基準所得税額とそれぞれみなして同項の規定を適用して計算した所得税の額の合計額」と、同表第二項中「係る所得税の額」とあるのは「係る所得税の額並びに租税特別措置法第四十一條の十九第一項の規定による所得税の額の合計額」と、「同項の」とあるのは「前項の」と、「当該所得税の額」とあるのは「当該合計額」とする。

四 所得税法第四百一条第一項の規定の適用については、同項第一号中「所得税の額」とあるのは「所得税の額(次号において「調整前所得税額」という)並びに同年分の租税特別措置法第四十一条の十九第一項(特定の基準所得金額の課税の特例)の規定による所得税の額の合計額」と、同項第二号中「所得税の額」とあるのは「所得税の額(以下この号において「調整前所得税額」という)並びに調整基準所得金額(同年分の租税特別措置法第四十一条の十九第一項に規定する基準所得金額から当該控除した純損失の金額を控除した金額をいう)を同年分の同項に規定する基準所得金額と、調整基準所得税額(調整前所得税額から当該調整前所得税額を控除した金額を同年分の同項に規定する基準所得税額から控除した金額をいう)を同年分の同項に規定する基準所得税額とそれぞれみなして同項の規定を適用して計算した所得税の額の合計額」とする。

5 法第四十一条の十九第一項の規定の適用がある場合における所得税法施行令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 所得税法施行令第二百五十八條第一項の規定の適用については、同項第二号中「第三節(課税標準、損益通算及び損失の繰越控除)とあるのは「第三節(課税標準、損益通算及び損失の繰越控除)並びに租税特別措置法第四十一条の十九第二項(特定の基準所得金額の課税の特例)と、「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに同条第一項に規定する基準所得金額」と、同項第四号中「又は課税山林所得金額」とあるのは「若しくは課税山林所得金額又は第二号の基準所得金額」と「第二編第三章第一節(税率)とあるのは「第二編第三章第一節(税率)及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項」とする。

二 所得税法施行令第二百六十一條第一号の規定の適用については、同号中「所得税の額から」とあるのは「所得税の額並びにその年分の租税特別措置法第四十一条の十九第一項(特定の基準所得金額の課税の特例)に規定する基準所得金額の見積額(退職所得金額に係る部分を除く)につき同項の規定に準じて計算した所得税の額から」とする。

三 所得税法施行令第二百七十二條第二項の規定の適用については、同項中「計算した所得税の額」とあるのは「計算した所得税の額並びに同年分の租税特別措置法第四十一条の十九第一項(特定の基準所得金額の課税の特例)に規定する基準所得金額(以下この項において「基準所得金額」という)及び同条第一項に規定する基準所得税額並びに同項の規定による所得税の額」と、「課税山林所得金額」とあるのは「課税山林所得金額並びに基準所得金額」と、「とみなし」とあるのは「並びに基準所得金額とみなし」とする。

6 前二項に定めるもののほか、法第四十一条の十九第一項の規定の適用がある場合における所得税法第十二條第一項の規定により提出する申請書の記載その他法第四十一条の十九第一項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第二十七條の三第一項を削り、同条第二項中「を、その者の」の下に「同条第三項に規定する」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「これらの規定」を「同項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

第二十七條の四第三項中「第三十二項第一号」を「第二十四項第一号」に、「第三十二項第三号」を「第二十四項第三号」に改め、同条第六項中「当該各号に掲げるもの」の下に「(当該役務の開充を目的として、第一号イの方法によつて情報を収集し、又は同号イに掲げる情報を取得する場合に、その収集又は取得を含む)」を加え、同項第一号を削り、同項第二号中「前号の収集に係る情報又は同号の取得に係る」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ 大量の情報を収集する機能を有し、その機能の全部又は主要な部分が自動化されている機器又は技術を用いる方法によつて収集された情報

ロ イに掲げるもののほか、当該法人が有する情報で、当該法則の発見が十分見込まれる量のもの

第二十七條の四第六項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同条第七項第一号中「前項第二号」に改め、同条第十項中「法人税法第二条第四号に規定する外国法人にあつては恒久的施設を有することとなつた日とし、公益法人等及び人格のない社団等にあつては新たに収益事業を開始した日とし、公益法人等(収益事業を

行つていないものに限る。)に該当していた普通法人又は協同組合等にあつては当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日とする」を「同条第十九項第四号に規定する設立の日をいう」に改め、同条第十二項中「第二十一項まで」を「この条」に改め、同項第一号中「第二十八項を除き、以下この条」を「以下この項及び次項」に改め、同条第十三項中「以下この項」を「以下第十五項まで」に改め、「以下この項」の下に「及び第十五項を加え、同条第十四項中「又は現物出資法人」を「現物出資法人又は被現物分配法人」に、「又は被現物出資法人をいう。以下この項」を「被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。第二号」に改め、「以下この項」の下に「当該法人の当該適用年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に移転試験研究費の額その他の財務省令で定める事項を記載した書類の添付があるときは」を加え、「分割法人等が財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の認定を受けた合理的な方法に従つて当該分割法人等の各事業年度の試験研究費の額を移転事業(その分割等(分割又は現物出資をいう。以下この項及び次項において同じ。))により分割承継法人等に移転する事業をいう。以下この条において同じ。))に係る試験研究費の額(以下この条において「移転試験研究費の額」という。))と当該移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分しているときは、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てが財務省令で定めるところによりそれぞれ納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をしたときに限り、当該分割法人等及び分割承継法人等を「当該法人」に改め、同項第一号イ中「移転試験研究費の額」の下に「(当該分割等に記載された金額に限る。ロ及び次項において同じ。))」を加え、同項第二号イ中「もの」の下に「(残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものを)」を「分割等の日」の下に「(残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、その残余財産の確定の日の翌日)」を加え、同号ロ中「もの」の下に「(残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、基準日の前日から当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものを)」を加え、同条第十五項中「分割等の日を含む事業年度(以下この項において「及び」という。))」を削り、同条第十六項を次のように改める。

16 前二項に規定する移転試験研究費の額とは、次に掲げる試験研究費の額をいう。

一 その分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人の各事業年度の試験研究費の額を合理的な方法により移転事業(その分割又は現物出資により分割承継法人又は被現物出資法人に移転する事業をいう。以下この号及び第三十二項において同じ。))に係る試験研究費の額と当該移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分した場合における当該移転事業に係る試験研究費の額

二 その現物分配に係る現物分配法人の各事業年度の試験研究費の額のうち移転試験研究費用資産(その現物分配により被現物分配法人に移転する試験研究費用資産(法第四十二条の四第十九項第一号イ(1)に規定する試験研究又は同号イ(2)に規定する政令で定める試験研究の用に供される資産をいい、同号イ(1)に規定する当該固定資産又は繰延資産を除く。をいう。))の償却費の額

第二十七條の四第十七項から第二十四項までを削り、同条第二十五項を同条第十七項とし、同条第二十六項第一号中「第三十項」を「第二十二項」に、「第二十八項」を「第二十項」に、「法人にあつて」を「法人について」に、「第三号」を「第四号」に改め、同号イ中「公益法人等又は内国法人である」を「新たに収益事業を開始した内国法人である公益法人等又は」に、「新たに収益事業を」を「その」に改め、同号ロ中「公益法人等(収益事業を行つていないものに限る。))」を「収益事業を行つていない公益法人等」に改め、同号ハ中「あつて」を「ついで」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「第二十八項第一号」を「第二十項第一号」に、「公益法人等又は内国法人である」を「内国法人である公益法人等又は」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「設立の日をみなした」を「設立の日(第二号イ又はロに掲げる法人については、移行日。以下この号において同じ。))をみなした」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 判定法人(次に掲げる法人に該当するものに限る。以下この号において同じ。)の判定対象年度開始の日において判定法人の移行日(次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める日)をいう。第四号において同じ。)の翌日以後三年を経過していないこと。

イ 公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等 当該公益法人等に該当することとなつた日

ロ 公共法人に該当していた普通法人又は協同組合等 当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日

第二十七条の四第二十六項を同条第十八項とし、同条第二十七項第一号中「前項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「同項第三号」を「同項第四号」に改め、同項第二号中「前項第二号」に掲げる事由に該当する」を「前項第三号に掲げる事由に該当する」に、「第三号又は第四号」を「第二号、第四号又は第五号」に改め、同号イ中「前項第二号」を「前項第三号」に改め、同項第三号中「前項第三号」を「前項第四号」に、「同項第四号又は第五号」を「同項第二号、第五号又は第六号」に改め、同項第四号中「前項第四号」の下に「に掲げる事由に該当する場合(同項第二号に掲げる事由に該当する場合に限る)又は同項第五号」を、「同項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「同項第三号」を「同項第四号」に改め、同号イ(1)中「金額」を「金額(その各基準年度のうち判定法人が公共法人に該当していた事業年度にあつては零とし、)に、「あつては」を「あつては」に、「限る」を「限るものとする」に、「前項第二号」を「前項第三号」に改め、同項第五号中「前項第五号」を「前項第六号」に、「同項第三号」を「同項第四号」に改め、同項第十九項とし、同条第二十八項第一号ハ(2)中「第三十項」を「第二十二項」に改め、同項第三号中「法人税法第二条第五号に規定する」を削り、同項を同条第二十項とし、同条第二十九項中「第二十七項」を「第十九項」に改め、「被合併法人等」の下に「同項の対象特定合併等の日以前に開始した各事業年度において」を加え、「該当する」を「該当していた」に改め、「おける当該被合併法人等」の下に「当該事業年度の」を加え、「応じ当該被合併法人等」を「応じ」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「公益法人等又は内国法人である」を「内国法人である公益法人等又は」に改め、同項を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 公共法人 零

第二十七条の四第二十九項を同条第二十一項とし、同条第三十項中(第二十八項第一号ハ(2))を「第二十項第一号ハ(2)」に、「第二十七條の四第二十八項第一号ハ(2)」を「第二十七條の四第二十九項第一号ハ(2)」に、「同条第二十八項第五号イ」を「同条第二十九項第五号イ」に、「同条第二十八項第五号ロ」を「同条第三十項第五号ロ」に、「同条第二十八項第五号ハ」を「同条第二十九項第五号ハ」に、「同条第三十項」を「同条第二十二項」に、「第二十七條の四第二十六項第一号」を「第二十七條の四第二十八項第一号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第三十一項中「第二十八項第一号二」を「第二十九項第一号二」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第三十二項第一号に次のように加える。

ハ 福島国際研究教育機構

第二十七條の四第三十二項第三号中「新事業開拓事業者等」を「特定新事業開拓事業者」に、「その発行する株式の全部又は一部が同法第十七條第一項に規定する認定特定新事業開拓投資事業組合の組合財産であるものその他これに準ずる者で財務省令で定める」を「その設立の日以後の期間が十五年未満であることその他の財務省令で定める要件を満たす」に改め、同項第四号中「大学等」の下に「特定新事業開拓事業者」を加え、同項第五号中「新事業開拓事業者等」を「特定新事業開拓事業者」に改め、同項第十号中「新事業開拓事業者等に委託する試験研究のうち」を「特定新事業開拓事業者に委託する試験研究のうち」に、「新事業開拓事業者等」との「を」を「特定新事業開拓事業者」との「に」、「新事業開拓事業者等」を「特定新事業開拓事業者」に改め、同号イ中「第十二号まで」を「この項」に、「新事業開拓事業者等」を「特定新事業開拓事業者」に改め、同号ロ及び同項第十二号中「新事業開拓事業者等」を「特定新事業開拓事業者」に改め、同項に次の一号を加える。

十五 次に掲げる要件の全てを満たす試験研究

イ 当該法人の役員(法人税法第二十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。)又は使用人である次に掲げる者(ロ(1)及びハにおいて「新規高度研究業務従事者」という)に対して人件費を支出して行う試験研究であること。

(1) 博士の学位を授与された者(外国においてこれに相当する学位を授与された者を含む)で、その授与された日から五年を経過していないもの

(2) 他の者(第三号イからハまでに掲げるものを除く。)の役員又は使用人として十年以上専ら研究業務に従事していた者で、当該法人(同号イからハまでに掲げるものを含む)の役員又は使用人となつた日から五年を経過していないもの

ロ 当該法人の当該事業年度の新規高度人件費割合(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額のうち占める割合をいう。ロにおいて同じ)を当該事業年度の前事業年度の新規高度人件費割合で除して計算した割合が一・〇三以上である場合又は当該法人の当該事業年度の前事業年度の新規高度人件費割合が零である場合(当該事業年度又は当該前事業年度の(2)に掲げる金額が零である場合を除く。)に当該事業年度において行う試験研究(工業化研究に該当するものを除く)であること。

(1) 試験研究費の額(工業化研究に該当する試験研究に係る試験研究費の額を除く。)のうち新規高度研究業務従事者に対する人件費の額

(2) 試験研究費の額のうち当該法人の役員又は使用人である者に対する人件費の額

(3) その試験研究に従事する者が広く一般に又は広く当該法人の使用人に若しくは広く当該法人の役員及び使用人に募集され、当該試験研究に従事する新規高度研究業務従事者がその募集に応じた者であること。

第二十七條の四第三十二項を同条第二十四項とし、同条第三十三項第一号中「法第四十二條の四第十九項第一号に規定する試験研究費の額(次号及び第四号において)及び二」という)を削り、同項第四号中「もの」の下に(第一号又は第二号に定める試験研究費の額に該当する金額を除く)を加え、同項に次の一号を加える。

五 前項第十五号に掲げる試験研究 当該試験研究に係る同号ロ(1)に掲げる金額として財務省令で定めるところにより証明がされたもの(第一号又は第二号に定める試験研究費の額に該当する金額を除く)。

第二十七條の四第三十三項を同条第二十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

26 法第四十二條の四第十九項第十三号に規定する政令で定める金額は、棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収益の額(営業外の収益の額とされるべきものを除く)として所得の金額の計算上益金の額に算入される金額とする。

第二十七條の四第三十四項を削り、同条第三十五項中「第四十二條の四第十九項第十四号」を「第四十二條の四第十九項第十三号」に、「及び当該適用年度(同条第八項第三号)を(同条第十九項第十三号に規定する売上金額をいう。以下この条において同じ)及び当該適用年度(法第四十二條の四第八項第三号)に、「第三十七項まで」を「この条」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十六項中「被現物出資法人又は被現物分配法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第一号中「合併等」を「合併等(合併、分割又は現物出資をいう。以下この項及び次項において同じ)で」に改め、「残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、当該適用年度開始の日の日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものを」を削り、「次項第二号」を「第三十項第二号」に、「現物出資法人又は現物分配法人をいう。次号」を「又

は現物出資法人をいう。次号及び次項」に改め、「(残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、その残余財産の確定の日の翌日)」を削り、同項第二号中「(残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、当該売上調整年度のうち最も古い売上調整年度開始の日の前日から当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度終了の日の前日までの期間においてその残余財産が確定したものを)を削り、同項を同条第二十八項とし、同項の次に次の一項を加える。」

29 前項に規定する月別売上金額とは、その合併等に係る被合併法人等の当該合併等の日前に開始した各事業年度の売上金額(分割等(分割又は現物出資をいう。以下第三十二項までにおいて同じ。))の日を含む事業年度(以下この項及び第三十一項において「分割等事業年度」という。))にあつては、当該分割等の日の前日までの期間に当該分割等事業年度の当該分割等事業年度の売上金額をそれぞれ当該各事業年度の月数(分割等事業年度にあつては、当該分割等事業年度開始の日から当該分割等の日の前日までの期間に含まれる月)の売上金額とみなした場合における当該売上金額をいう。

第二十七条の四第三十七項中「又は現物出資法人をいう。以下この項を「又は現物出資法人をいう。以下第三十二項まで」に、以下この項において同じ。」を「第二号において同じ。」に改め、「おいて」の下に「当該法人の当該適用年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に転売上金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類の添付があるときは」を加え、「第三十五項」を「第二十七項」に、「分割法人等が財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の認定を受けた合理的な方法に従つて当該分割法人等の各事業年度の売上金額を移転売上金額と移転事業以外の事業に係る売上金額とに区分しているときは、その分割等(分割又は現物出資をいう。以下この項において同じ。))に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てが財務省令で定めるところによりそれぞれの納税地の所轄税務署長がこの項の規定の適用を受ける旨の届出をしたときに限り、当該分割法人等」を「当該法人」に、「及び当該分割承継法人等」を「又は」の前項を「第二十八項」に、「分割法人等又は分割承継法人等」を「法人」に改め、同項第一号イ中「移転売上金額」の下に「(当該書類に記載された金額に限る。口及び次項において同じ。)」を加え、同項第二号イ中「第二十二項に規定する」及び「(口において「月別移転売上金額」という。)」を削り、同項を同条第三十項とし、同項の次に次の二項を加える。

31 前項に規定する月別移転売上金額とは、その分割等に係る分割法人等の当該分割等の日前に開始した各事業年度の移転売上金額をそれぞれ当該各事業年度の月数(分割等事業年度にあつては、当該分割等事業年度開始の日から当該分割等の日の前日までの期間の月数)で除して計算した金額を当該各事業年度に含まれる月(分割等事業年度にあつては、当該分割等事業年度開始の日から当該分割等の日の前日までの期間に含まれる月)の移転売上金額とみなした場合における当該移転売上金額をいう。

32 前二項に規定する移転売上金額とは、その分割等に係る分割法人等の各事業年度の売上金額を合理的な方法により移転事業に係る売上金額と当該移転事業以外の事業に係る売上金額とに区分した場合における当該移転事業に係る売上金額をいう。

第二十七条の四第三十八項を削り、同条第三十九項中「第十八項から第二十二項まで、第二十七項、第二十八項及び第三十五項から第三十七項まで」を「第十九項、第二十項及び第二十七項から第三十一項まで」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第四十項中「第十八項から第二十三項まで及び第三十六項」を「及び第二十八項」に改め、「基準年度比売上金額減少割合には基準年度比計算売上金額減少割合を」を削り、同項を同条第三十四項とし、同条第四十一項を同条第三十五項とする。

第二十七条の六第八項を同条第九項とし、同条第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項第二号中「同項第一号」を「同項第二号」に改め、同項第三号中「同項第二号」を「同項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第四十二條の六第一項第四号」を「第四十

二条の六第一項第五号」に改め、「事業」の下に「とし、法第四十二條の六第一項第五号に規定する政令で定める船舶は、総トン数が五百トン以上の船舶とし、同号に規定する政令で定めるものは、その船舶に用いられた指定装置等(環境への負荷の低減に資するものとして国土交通大臣が指定する装置(機器及び構造を含む。第十項において同じ。))をいう。))の内容その他の財務省令で定める事項を国土交通大臣に届け出たものであることにつき財務省令で定めるところにより明らかにされた船舶」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第四十二條の六第一項第二号」を「第四十二條の六第一項第三号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項として次の一項を加える。

法第四十二條の六第一項第一号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 その管理のおおむね全部を他の者に委託するものであること。
二 要する人件費が少額なサービス業として財務省令で定める事業(法第四十二條の六第一項に規定する中小企業者等の主要な事業であるものを除く。))の用に供するものであること。

10 国土交通大臣は、第三項の規定により装置を指定したときは、これを告示する。
11 第一項第二号に規定する主要な事業に該当するかどうかの判定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第二十七條の十二の四第一項を削り、同条第二項中「第二十七條の六第一項」を「第二十七條の六第二項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第二十七條の十三第二項中「第四十二條の十二の七第十項」を「第四十二條の十二の七第十一項」に改め、同条第六項第一号中「第十三項第二号ホ」を「第十三項第二号ホ」に改め、同条第十三項第二号イ中「公益法人等又は内国法人である」を「新たに収益事業を開始した内国法人である公益法人等又は」に、「新たに収益事業を」を「その」に改め、同号ロを同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「公益法人等(収益事業を行っていないものに限る。)」を「公益法人又は収益事業を行っていない公益法人等」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 公益法人に該当していた収益事業を行う公益法人等 当該公益法人等に該当することとなつた日

第二十七條の十三第十四項第一号中「公益法人等又は内国法人である」を「内国法人である公益法人等又は」に改める。
第二十八條第一項中「次項及び第三項」を「次項第一号及び第四項」に、「次項及び第五項」を「次項第二号及び第五項」に、「第四項」を「第三項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 法第四十三條第一項に規定する特定海上運送業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める船舶は、次に掲げる船舶に該当する鋼船(船舶法第二十条の規定に該当するものを除く。))のうち国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

一 海洋運送業の用に供される船舶(船舶のトン数の測定に関する法律第四条第一項に規定する国際総トン数が一万トン以上のものに限るものとし、匿名組合契約(当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約を含む。))又は外国におけるこれに類する契約(次号において「匿名組合契約等」という。))の目的である船舶貸渡業の用に供されるもの(その船舶貸渡業を営む法人の法第四十三條第一項第一号イに規定する認定先進船舶導入等計画に記載された海上運送法第三十九條の十第一項に規定する先進船舶に該当するものを除く。))で、その貸付けを受けた者の海洋運送業の用に供されるものを除く。)

二 沿海運送業の用に供される船舶(総トン数が五百トン以上のものに限るものとし、匿名組合契約等の目的である船舶貸渡業の用に供されるもので、その貸付けを受けた者の沿海運送業の用に供されるものを除く。))

第二十八條第四項を削り、同条第三項中「第四十三條第一項第一号」を「第四十三條第一項第一号イ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第四十三條第一項に規定する政令で定める法人は、船舶貸渡業を営む法人とする。

第二十八條第五項中「第四十三條第一項第三号」を「第四十三條第一項第四号」に改め、同条第六項中「第三項又は前項」を「又は前二項」に改める。

第二十八條の二を次のように改める。

第二十八條の二 削除

第二十八條の三中「第四十三條の第三項」を「第四十三條の第二項」に改める。

第二十八條の四第一項第一号中「三億五千万円」を「四億円」に改める。

第二十八條の六中「四百万円」の下に「(建物にあつては、六百万円)」を加える。

第二十八條の九第十五項第二号中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 法第四十五條第三項の表の第三号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合、当該地区に係る離島振興法第四條第一項の離島振興計画(同条第二項第三号に掲げる事項並びに当該地区に係る同項第五号及び第十二号並びに同条第四項各号に掲げる事項が記載されたものに限る。)のうち当該離島振興計画につき当該離島振興計画を定めた都道府県が同条第十四項の規定による通知(当該離島振興計画が同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により同項の主務大臣に提出があつたものである場合には、同条第十五項において準用する同条第十四項の規定による通知)を受けたもの(以下この条において「特定離島振興計画」という。)に記載された同法第四條第二項第三号に掲げる計画期間の初日又は当該特定離島振興計画に係るこれらの通知を受けた日のいずれか遅い日から令和七年三月三十一日までの期間(当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該いずれか遅い日から当該計画期間の末日までの期間とし、同月三十一日前に同表の第三号の上欄に規定する離島振興対策実施地域に該当しないこととなつた地区については当該いずれか遅い日からその該当しないこととなつた日までの期間とする。)

第二十八條の九第十五項第四号中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第十六項中「産業投資促進計画を定め、作成し、又は策定した」を「地区内の」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 法第四十五條第三項の表の第三号の上欄に掲げる地区 当該地区内の都道府県が定める特定離島振興計画

第二十八條の九第二十三項を次のように改める。

23 法第四十五條第三項の表の第三号の上欄に規定する政令で定める地区は、特定離島振興計画に記載された離島振興法第四條第四項第一号に掲げる区域内の地区とする。

第二十八條の九第二十四項中「第十六項に規定する産業投資促進計画に記載された」を「特定離島振興計画に振興すべき業種として定められた」に改め、同条第二十八項を削る。

第二十九條の五第一項第一号中「以下この号及び」及び「当該事業区域が法第四十七條第三項第一号に掲げる地域内にある場合には、五万平方メートル以上」を削る。

第三十條第一項第一号を削り、同項第二号中「附則第九十二條第八項又は第十項」を「附則第九十二條第十項」に改め、「第四十七條又は」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

六 所得税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第三号)附則第四十二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十條の規定による改正前の租税特別措置法第四十三條の二の規定

第三十條第三項第二号中「附則第九十二條第八項又は第十項」を「附則第九十二條第十項」に改め、「第四十七條又は」を削る。

第三十二條第一項第一号を削り、同項第二号中「附則第九十二條第八項又は第十項」を「附則第九十二條第十項」に改め、「第四十七條又は」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

六 所得税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第三号)附則第四十二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十條の規定による改正前の租税特別措置法第四十三條の二の規定

第三十三條の四第三項及び第三十三條の五第一項中「第十項」を「第十一項」に、「第十四項」を「第十五項」に改める。

第三十四條第一項中「第十一条第五項」を「第十一条第六項」に改める。

第三十五條第二項及び第三項中「第十項」を「第十一項」に、「第十四項」を「第十五項」に改める。

第三十五條の二第二項中「第三項まで」を「この項」に改め、「(以下この項において「日本船舶」という。)」を削り、「による収益の額等と日本船舶以外の船舶を用いた」を「(同条第一項に規定する認定計画に記載された同項に規定する計画期間内において営むものに限る。以下この条において「日本船舶外航事業」という。)」による収益の額等と日本船舶外航事業以外の「に、日本船舶を用いた対外船舶運航事業等」を「日本船舶外航事業」に、「同条」を「法第五十九條の二」に改め、同条第二項中「対外船舶運航事業等」を「日本船舶外航事業」に改め、同条第三項中「対外船舶運航事業等」を「日本船舶外航事業」に改め、同項の表を次のように改める。

船 種	純 ト ン 数	金 額
日本船舶	千トン以下の純トン数 千トンを超え一万吨以下の純トン数 一万吨を超え二万五千トン以下の純トン数 二万五千トンを超える純トン数	百三十円 百十円 七十円 四十円
特定準日本船舶	千トン以下の純トン数 千トンを超え一万吨以下の純トン数 一万吨を超え二万五千トン以下の純トン数 二万五千トンを超える純トン数	百九十五円 百六十五円 百五十円 六十円

第三十六條第十五項、第三十七條第七項及び第三十七條の二第二項中「第十項まで及び第十四項」を「第十一項まで及び第十五項」に改める。

第三十七條の三第七項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「第十項」を「第十一項」に、「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第六十一條の三第一項に規定する政令で定める規模のものは、機械及び装置並びに器具及び備品にあつては一台又は一基(通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるもの)にあつては、一組又は一式の取得価額(法人税法施行令第五十四條第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。)が三十万円以上のものであり、建物及びその附属設備にあつては一の建築物の取得価額が三十万円以上のものであり、構築物にあつては一の構築物の取得価額が三十万円以上のものであり、ソフトウェアにあつては一のソフトウェアの取得価額が三十万円以上のものであるとする。

第三十八條の四第十七項第二号中「事業が都市再生特別措置法施行令第七條第一項ただし書に規定する場合に該当するものであるとき」を「区域が含まれる都市再生特別措置法第二條第三項に規定する都市再生緊急整備地域内において当該区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の同条第一項に規定する都市開発事業(当該都市再生緊急整備地域に係る同法第十五條第一項に規定する地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とするものに限る。)」が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、当該区域及び当該他の都市開発事業の施行される土地

二 被災価額 法第七十条の三の三第一項の土地又は建物が災害により被害を受けた部分の価額から保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される金額を控除した残額をいふ。

3 法第七十条の三の三第一項に規定する政令で定める程度の被害は、相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者が特定贈与者からの贈与により取得した次の各号に掲げる財産の区分に応じ当該各号に定める程度の被害とする。

一 土地 当該土地の贈与の時ににおける価額のうちに当該土地に係る被災価額の占める割合が十分の一以上となる被害

二 建物 当該建物の想定価額のうちに当該建物に係る被災価額の占める割合が十分の一以上となる被害

4 前項各号の被災価額は、同項第一号の土地に係るものについては、当該土地の贈与の時ににおける価額を限度とし、同項第二号の建物に係るものについては、当該建物の想定価額を限度とする。この場合において、当該想定価額が零となるときは、当該建物に係る被災価額は、ないものとみなす。

5 法第七十条の三の三第一項の承認を受けようとする相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者（同法第二十一条の十七又は第二十一条の十八の規定により当該相続時精算課税適用者に係る権利又は義務を承継した当該相続時精算課税適用者の相続人（包括受遺者を含む。）を含む。以下この項及び第九項において同じ。）は、災害による被害を受けた部分の価額その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を、当該災害が発生した日から三年を経過する日（同日までに当該相続時精算課税適用者が死亡した場合においては、同日と当該相続時精算課税適用者の相続人（包括受遺者を含む。）が当該相続時精算課税適用者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日とのいづれか遅い日）までに当該相続時精算課税適用者の贈与税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

6 前項の規定による申請書には、同項の災害による被害を受けた部分の価額を明らかにする書類その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。

7 第五項の所轄税務署長は、同項の申請書の提出があつた場合には、これを審査し、その申請に係る承認又は却下をする。この場合において、当該所轄税務署長は、その申請をした者に対し、その旨を通知する。

8 第五項の所轄税務署長は、前項の規定により承認をする場合には、その審査した被災価額を併せて通知するものとする。

9 第七項の規定により承認を受けた相続時精算課税適用者は、保険金の支払を受けたことその他の被災価額に異動を生ずべき事由が生じた場合には、遅滞なく、当該事由その他の財務省令で定める事項を記載した届出書に、当該事項を明らかにする書類として財務省令で定めるものを添付し、これを第五項の所轄税務署長に提出しなければならない。

10 法第七十条の三の三第一項の規定により読み替えて適用する相続税法第二十一条の第十五第二項及び第二十一条の十六第三項第二号に規定する被害を受けた部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、第七項の規定により承認を受けた災害に係る土地又は建物ごとの第三項各号の被災価額の合計額とする。この場合において、当該合計額は、それぞれこれらの土地又は建物の贈与の時ににおける価額を限度とする。

11 法第七十条の三の三第一項の規定の適用がある場合において、税務署長が、相続税法第四十九条第三項の規定により開示をするときは、第八項の審査した被災価額に基づいて法第七十条の三の三第二項の規定により読み替えて適用する相続税法第四十九条第一項第二号に掲げる金額を計算するものとする。

第四十条の七の六第六項第二号を次のように改める。

二 前号の林業経営相続人に係るイに掲げる価額とロに掲げる金額との合計額から八に掲げる価額を控除した残額

イ 当該林業経営相続人が法第七十条の六の六第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得した財産の価額

ロ 当該林業経営相続人が被相続人からの贈与により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものの価額から同法第二十一条の十一の二第一項の規定（法第七十条の三の二第一項の規定を含む。）による控除をした残額

ハ 法第七十条の六の六第二項第五号イに規定する特例山林の価額

第四十条の七の七第五項第二号を次のように改める。

二 前号の寄託相続人に係るイに掲げる価額とロに掲げる金額との合計額から八に掲げる価額を控除した残額

イ 当該寄託相続人が法第七十条の六の七第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得した財産の価額

ロ 当該寄託相続人が被相続人からの贈与により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものの価額から同法第二十一条の十一の二第一項の規定（法第七十条の三の二第一項の規定を含む。）による控除をした残額

ハ 当該寄託相続人が法第七十条の六の七第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得した同項の規定の適用を受ける特定美術品の価額

第四十条の七の十第十項第二号を次のように改める。

二 前号の特例事業相続人等に係るイに掲げる価額とロに掲げる金額との合計額から八に掲げる価額を控除した残額

イ 当該特例事業相続人等が法第七十条の六の十第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得した財産の価額

ロ 当該特例事業相続人等が被相続人からの贈与により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものの価額から同法第二十一条の十一の二第一項の規定（法第七十条の三の二第一項の規定を含む。）による控除をした残額

ハ 法第七十条の六の十第二項第三号に規定する特例事業用資産の価額

第四十条の八の二第十四項第二号を次のように改める。

二 前号の経営承継相続人等に係るイに掲げる価額とロに掲げる金額との合計額から八に掲げる価額を控除した残額

イ 当該経営承継相続人等が法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得した財産の価額

ロ 当該経営承継相続人等が被相続人からの贈与により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものの価額から同法第二十一条の十一の二第一項の規定（法第七十条の三の二第一項の規定を含む。）による控除をした残額

ハ 法第七十条の七の二第二項第五号イに規定する対象非上場株式等の価額

第四十条の八の六第十七項第二号を次のように改める。

二 前号の特例経営承継相続人等に係るイに掲げる価額とロに掲げる金額との合計額から八に掲げる価額を控除した残額

イ 当該特例経営承継相続人等が法第七十条の七の六第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得した財産の価額

ロ 当該特例経営承継相続人等が被相続人からの贈与により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものの価額から同法第二十一条の十一の二第一項の規定（法第七十条の三の二第一項の規定を含む。）による控除をした残額

ハ 法第七十条の七の六第二項第八号に規定する特例対象非上場株式等の価額

第四十条の八の九第十五項及び第四十条の八の十第三項中「三年」を「七年」に改める。
第四十条の八の十一第一項の表法第七十条の七の九第一項の項及び法第七十条の七の十第一項の項中「令和五年九月三十日」を「令和八年十二月三十一日」に改める。

第四十条の八の十二第五項第二号を次のように改める。
二 前号の相続人等に係るイに掲げる価額とロに掲げる金額との合計額からハに掲げる価額を控除した残額

イ 当該相続人等が法第七十条の七の十二第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈（贈与をし
た者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により取得した財産の価額

ロ 当該相続人等が被相続人からの贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除
く。）により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものの価額
から同法第二十一条の十一の二第一項の規定（法第七十条の三の二第一項の規定を含む。）に
よる控除をした残額

ハ 当該相続人等が法第七十条の七の十二第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得
した同項の規定の適用に係る持分の価額

第四十三条の二第二項第一号中「以下この号及び」及び「当該事業区域が法第八十三条第二項に
規定する特定都市再生緊急整備地域内にある場合には、五万平方メートル以上」を削る。
第四十五条の四第二項中「及び第四十六条の三」を「第四十六条の三及び第四十六条の四」に
改める。

第四十六条の四を次のように改める。
（カ）ノ業務収入の割合が僅少である場合
第四十六条の四 法第八十六条の六第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、当該課税期間
における資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。）の対価の
額（消費税法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）の合計額に当該課税期間におけるカ
ジノ業務収入（法第八十六条の六第一項ただし書に規定するカジノ業務収入をいう。以下この条
において同じ。）の合計額を加算した金額のうち当該カジノ業務収入の合計額の占める割合が百
分の五を超えない場合とする。

第四十六条の五第一項中「第八十六条の六第一項」を「第八十六条の七第一項」に、「第八十六条
の五」を「第八十六条の六」に、「第四十六条の三」を「前条」に改め、同条第二項中「第八十六
条の五」を「第八十六条の六」に、「第四十六条の三」を「前条」に改める。

第四十六条の七及び第四十六条の八を削る。
第四十六条の六第三項中「昭和二十八年法律第六号」を削り、同条を第四十六条の八とする。
第四十六条の五の次に次の三条を加える。

（相続等があつた場合における前年度課税移出数量等）
第四十六条の六 相続その他の理由により酒類の製造免許（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第
七条第一項に規定する製造免許をいう。第四十六条の七の二、第四十六条の八の二及び第四十六
条の八の四において同じ。）に係る製造業の全部又は一部の承継があつた日以後における法第八
七条第一項（同項に規定する前年度課税移出数量及び当年度酒税累計額に係る部分に限る。）及び
第二項（同項に規定する特定品目前年度課税移出数量に係る部分に限る。）の規定の適用につい
ては、当該承継前に当該承継に係る酒類の製造場から移出された酒類（当該承継に係る品目（酒税
法第七条第一項に規定する品目をいう。）のものに限る。以下この条において「承継酒類」という。）
は、当該承継をした者が移出したものとみなす。この場合において、承継酒類が法第八十七条第
一項の規定の適用を受けて移出されたものであるときは、当該承継をした者が同項の規定の適用
を受けて移出したものとみなす。

（完全支配関係）
第四十六条の七 法第八十七条第四項第二号に規定する政令で定める関係は、一の者（その者が個
人である場合には、その者及びこれと特殊の関係のある個人）が法人の発行済株式（自己が有す
る自己の株式を除くものとし、その総数のうちに次に掲げる株式の数を合計した数の占める割合
が百分の五に満たない場合の当該株式を除く。）又は出資（当該法人が有する自己の出資を除く。）

（以下この項において「発行済株式等」という。）の全部を保有する場合における当該一の者と当
該法人との間の関係（以下この項において「直接完全支配関係」という。）とする。この場合にお
いて、当該一の者及びこれとの間に直接完全支配関係がある若しくは二以上の法人又は当該一
の者との間に直接完全支配関係がある若しくは二以上の法人が他の法人の発行済株式等の全部
を保有するときは、当該一の者は当該他の法人の発行済株式等の全部を保有するものとみなす。
一 当該法人の使用人が組合員となつている民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約（当
該法人の発行する株式を取得することを主たる目的とするものに限る。）による組合（組合員と
なる者が当該使用人に限られているものに限る。）の当該主たる目的に従つて取得された当該法
人の株式
二 会社法第二百三十八条第二項の決議（同法第二百三十九条第一項の決議による委任に基づ
く同項に規定する募集事項の決定及び同法第二百四十条第一項の規定による取締役会の決議を含
む。）により当該法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。）又は使用人（当
該役員又は使用人であつた者及び当該者の相続人を含む。以下この号において「役員等」とい
う。）に付与された新株予約権（次に掲げる権利を含む。）の行使によつて取得された当該法人の
株式（当該役員等が有するものに限る。）
イ 商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第七十九号）第一条の規定による改正
前の商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十條ノ二第二項の決議により当該法人の役
員等に付与された同項第三号に規定する権利
ロ 商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百二十八号）第一条の規定による改正前
の商法第二百八十条ノ十九第二項の決議により当該法人の役員等に付与された同項に規定す
る新株の引受権
ハ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第六十
四条の規定による改正前の商法第二百八十条ノ二十一第一項の決議により当該法人の役員等
に付与された新株予約権
二 前項に規定する特殊の関係のある個人は、次に掲げる者とする。
一 その者の親族
二 その者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
三 その者の使用人
四 前三号に掲げる者以外の者でその者から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持してい
るもの
五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族
（承認酒類製造者の承認に関する事項等）
第四十六条の七の二 法第八十七条第五項に規定する政令で定めるものは、酒類製造業の技術又は
生産性の向上、酒類の付加価値の向上又は販売先の開拓、組織の合理化、財務内容の改善その他
経営を継続的かつ安定的に行うために必要な取組とする。
二 相続（包括遺贈を含む。第四十六条の八の四第六項において同じ。）により酒類の製造免許に係
る製造業を承継した相続人（包括受遺者を含む。同項において同じ。）が酒税法第十九条第二項の
規定の適用を受けた場合において、当該相続人が同条第一項の申告をするまでに法第八十七条第
五項の申請をしたときは、同条第六項の承認を受けた当該相続人を当該相続人があつた日に当該承
認を受けた者とみなして、同条の規定を適用する。
三 税務署長は、法第八十七条第六項の規定により当該申請の承認をし、又は当該申請の却下をす
る場合には、書面により、これを当該申請をした者に通知する。
四 承認酒類製造者（法第八十七条第四項第一号に規定する承認酒類製造者をいう。次項から第七
項までにおいて同じ。）は、事業計画書（同条第五項に規定する事業計画書をいう。以下この項に
おいて同じ。）の記載内容を変更するときは、当該変更に係る内容及び理由を記載した事業計画書
を酒類の製造場（二以上の製造場を有するときは、いずれか一の製造場。第六項において同じ。）
の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

（以下この項において「発行済株式等」という。）の全部を保有する場合における当該一の者と当
該法人との間の関係（以下この項において「直接完全支配関係」という。）とする。この場合にお
いて、当該一の者及びこれとの間に直接完全支配関係がある若しくは二以上の法人又は当該一
の者との間に直接完全支配関係がある若しくは二以上の法人が他の法人の発行済株式等の全部
を保有するときは、当該一の者は当該他の法人の発行済株式等の全部を保有するものとみなす。
一 当該法人の使用人が組合員となつている民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約（当
該法人の発行する株式を取得することを主たる目的とするものに限る。）による組合（組合員と
なる者が当該使用人に限られているものに限る。）の当該主たる目的に従つて取得された当該法
人の株式
二 会社法第二百三十八条第二項の決議（同法第二百三十九条第一項の決議による委任に基づ
く同項に規定する募集事項の決定及び同法第二百四十条第一項の規定による取締役会の決議を含
む。）により当該法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。）又は使用人（当
該役員又は使用人であつた者及び当該者の相続人を含む。以下この号において「役員等」とい
う。）に付与された新株予約権（次に掲げる権利を含む。）の行使によつて取得された当該法人の
株式（当該役員等が有するものに限る。）
イ 商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第七十九号）第一条の規定による改正
前の商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十條ノ二第二項の決議により当該法人の役
員等に付与された同項第三号に規定する権利
ロ 商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百二十八号）第一条の規定による改正前
の商法第二百八十条ノ十九第二項の決議により当該法人の役員等に付与された同項に規定す
る新株の引受権
ハ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第六十
四条の規定による改正前の商法第二百八十条ノ二十一第一項の決議により当該法人の役員等
に付与された新株予約権
二 前項に規定する特殊の関係のある個人は、次に掲げる者とする。
一 その者の親族
二 その者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
三 その者の使用人
四 前三号に掲げる者以外の者でその者から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持してい
るもの
五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族
（承認酒類製造者の承認に関する事項等）
第四十六条の七の二 法第八十七条第五項に規定する政令で定めるものは、酒類製造業の技術又は
生産性の向上、酒類の付加価値の向上又は販売先の開拓、組織の合理化、財務内容の改善その他
経営を継続的かつ安定的に行うために必要な取組とする。
二 相続（包括遺贈を含む。第四十六条の八の四第六項において同じ。）により酒類の製造免許に係
る製造業を承継した相続人（包括受遺者を含む。同項において同じ。）が酒税法第十九条第二項の
規定の適用を受けた場合において、当該相続人が同条第一項の申告をするまでに法第八十七条第
五項の申請をしたときは、同条第六項の承認を受けた当該相続人を当該相続人があつた日に当該承
認を受けた者とみなして、同条の規定を適用する。
三 税務署長は、法第八十七条第六項の規定により当該申請の承認をし、又は当該申請の却下をす
る場合には、書面により、これを当該申請をした者に通知する。
四 承認酒類製造者（法第八十七条第四項第一号に規定する承認酒類製造者をいう。次項から第七
項までにおいて同じ。）は、事業計画書（同条第五項に規定する事業計画書をいう。以下この項に
おいて同じ。）の記載内容を変更するときは、当該変更に係る内容及び理由を記載した事業計画書
を酒類の製造場（二以上の製造場を有するときは、いずれか一の製造場。第六項において同じ。）
の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

- 5 税務署長は、法第八十七条第八項の規定による取消しの処分をする場合には、同項の承認酒類製造者に対し、書面によりその旨を通知する。この場合において、その取消しの処分を製造者となつた事実が同項各号のいずれに該当するかを付記しなればならない。
- 6 承認酒類製造者は、法第八十七条第一項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、そのやめようとする日その他財務省令で定める事項を記載した届出書を酒類の製造場の所在地を所轄する税務署長に提出しなればならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、同条第六項の承認は、同日限りその効力を失う。
- 7 承認酒類製造者が酒類の製造免許に係る製造業の全部を譲渡し、又は廃止した場合には、その譲渡し、又は廃止した日の翌日以後は、その承認は、その効力を失うものとする。
- 8 法第八十七条第一項の規定の適用を受ける場合には、酒税法第三十条の二第二項又は第二項に規定する申告書には、これらの規定に規定する事項のほか、法第八十七条第一項に規定する当年度酒税累計額を記載しなればならない。
- 第四十六条の八の二第二項第一号中「第八十七条の六第七項」を「第八十七条の六第八項」に改め、同条第十五項中「第六項の」を「第七項の」に、「第六項に」を「第七項に」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。
- 第四十六条の八の四第一項及び第二項中「第八十七条の六第七項」を「第八十七条の六第八項」に改め、同条第三項中「第八十七条の六第七項第二号」を「第八十七条の六第八項第二号」に改め、同項第一号中「第八十七条の六第七項第一号」を「第八十七条の六第八項第一号」に改め、同条第四項中「第八十七条の六第九項若しくは第十項」を「第八十七条の六第十項若しくは第十一項」に改め、同条第五項及び第六項中「第八十七条の六第七項」を「第八十七条の六第八項」に改め、同項第五号中「第八十七条の六第八項」を「第八十七条の六第九項」に改める。
- 第四十六条の八の五中「第八十七条の六第八項」を「第八十七条の六第九項」に改める。
- 第四十六条の八の六中「第八十七条の六第十一項」を「第八十七条の六第十二項」に改める。
- 第四十六条の十三第三項及び第四十七條の五第三項第二号中「その他の人」を「その他人」に改める。
- 第四十八条の七第八項ただし書中「第九項」を「第十項」に改める。
- 第五十一条の二第二項各号を次のように改める。
 - 一 天然ガス自動車（法第九十条の十二第二項第二号に規定する天然ガス自動車をいう。次項第一号において同じ。）であつて、車両総重量（法第九十条の十第一項に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が三・五トン以下のものうち、平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動車で財務省令で定めるもの
 - 二 次に掲げる揮発油自動車（法第九十条の十二第二項第四号に規定する揮発油自動車をいう。次項第三号において同じ。）
 - イ 乗用自動車（法第九十条の十第一項に規定する乗用自動車をいう。ロ及び第四号イにおいて同じ。）（令和二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの
 - (1) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (2) エネルギー消費効率（法第九十条の十二第一項第四号イ(2)に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）が令和二年度基準エネルギー消費効率（同号イ(2)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）に百分の百九を乗じて得た数値以上（令和七年四月三十日までの間は、令和二年度基準エネルギー消費効率以上）であること。

- ロ 乗用自動車（平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの
 - (1) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (2) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十二（令和七年四月三十日までの間は、百分の百五十）を乗じて得た数値以上であること。
- ハ 車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車（法第九十条の十二第一項第四号ロに規定する乗合自動車をいう。第四号ロ及び二において同じ。）のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの
 - (1) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ニ 車両総重量が二・五トン以下の貨物自動車（法第九十条の十二第一項第四号ニに規定する貨物自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの
 - (1) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (2) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十九を乗じて得た数値以上であること。
- ホ 車両総重量が三・五トン以下の貨物自動車（二に掲げる自動車を除く。）のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの
 - (1) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一（車両総重量が二・五トン以下の自動車にあつては、四分の一）を超えないこと。
 - (2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率（法第九十条の十二第一項第四号ニ(2)に規定する令和四年度基準エネルギー消費効率をいう。第四号ハ(2)において同じ。）に百分の九十を乗じて得た数値以上であること。
- 三 石油ガス自動車（法第九十条の十二第一項第五号に規定する石油ガス自動車をいう。次項第六号において同じ。）（令和二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの
 - イ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - ロ エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九を乗じて得た数値以上（令和七年四月三十日までの間は、令和二年度基準エネルギー消費効率以上）であること。
- 四 次に掲げる軽油自動車（法第九十条の十二第一項第六号に規定する軽油自動車をいう。次項第七号及び第九号において同じ。）
 - イ 乗用自動車（令和二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの
 - (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九を乗じて得た数値以上（令和七年四月三十日までの間は、令和二年度基準エネルギー消費効率以上）であること。
 - ロ 車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの
 - (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車であつて、平成二十七年基準エネルギー消費効率算定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

- (1) 法第九十条の十二第一項第六号二(1)に規定する平成二十八年軽油重量車基準に適合すること又は平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率(法第九十条の十二第一項第六号二(2)に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率をいう。次項第二号及び第五十一条の二第二項第五号を同項第九号とし、同項第四号中「昭和二十六年法律第百八十五号」及び「法第九十条の十二第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準をいう。次号において同じ。」を削り、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 平成二十一年軽油軽中量車基準 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた軽油自動車に係る排出ガス保安基準で財務省令で定めるものをいう。

八 平成二十七年基準エネルギー消費効率算定自動車 法第九十条の十二第一項第六号二(2)に規定する令和七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として財務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として財務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものをいう。

第五十一条の二第二項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号中「次号」を「第四号」に改め、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 平成十七年揮発油軽中量車基準 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた揮発油自動車に係る排出ガス保安基準で財務省令で定めるものをいう。

第五十一条の二第二項に第一号として次の一号を加える。

一 平成二十一年天然ガス車基準 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた天然ガス自動車に係る排出ガス保安基準(法第九十条の十二第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準をいう。以下この項において同じ。)で財務省令で定めるものをいう。

第五十五条第一項中「、第二十条の二十四項」及び「、第三十八条の四第二十四項」を削る。(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第百六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十七条第三項中「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成二十五年政令第百六十九号)による改正後の」及び「(附則第二十七条第三項及び第二十九条第二項において「平成二十五年新令」という。)を削る。

附則第二十七条第三項中「平成二十五年新令」を「租税特別措置法施行令」に改め、同条に次の一項を加える。

- 4 前項の規定は、改正法附則第四十八条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十七条の十三の三の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令第二十五条の十二の二第二項の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「第二十五条の十二第二項」とあるのは「第二十五条の十二の二第二項」と、「第三十七条の十三第一項」とあるのは「第三十七条の十三の二第二項」と、「控除対象特定株式」とあるのは「控除対象設立特定株式」と読み替えるものとする。

附則第二十九条第一項中「、その年中の法」とあるのは「、その年中の同項に規定する平成二十五年新法(以下「平成二十五年新法」という。))とを削り、又は平成二十五年新法を「又は法」とし、同条第四項中「法」を「同条第三項中「前条第十四項に」とあるのは「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(令和五年政令第百四十五号)第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令(以下この項において「令和五年新令」という。))第二十五条の十二の三第十五項に」と、「前条第十四項第一号」とあるのは「令和五年新令第二十五条の十二の三第十五項第一号」と、同条第四項中「に、平成二十五年新法第三十七条の十三の二第十項」と、「法」を「第三十七条の十三の三第十項」と、「又は」とあるのは「平成二十五年新法を」とあるのは「に」に改め、「又は法」を削り、同条第二項中「平成二十五年新令」を「租税特別措置法施行令」に改める。

第三条 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(令和二年政令第百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

附則(施行期日) 第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中租税特別措置法施行令第四十六条の八の二の改正規定、同令第四十六条の八の四の改正規定、同令第四十六条の八の五の改正規定及び同令第四十六条の八の六の改正規定並びに附則第二十二條の規定 令和五年五月一日
- 二 第一条中租税特別措置法施行令第三十九条の十の二第四項の改正規定及び附則第十一条の規定 令和五年十月一日

三 第一条中租税特別措置法施行令第二十三条の改正規定、同令第二十五条の二十四第三項の改正規定、同令第二十五条の三十一第四項の改正規定、同令第四十条の四の五第二項の改正規定、同令第四十条の五の次に二条を加える改正規定、同令第四十条の七の六第六項第二号の改正規定、同令第四十条の七の七第五項第二号の改正規定、同令第四十条の七の十第十項第二号の改正規定、同令第四十条の八の九第四項第二号の改正規定、同令第四十条の八の六第十七項第二号の改正規定、同令第四十条の八の九第十五項及び第四十条の八の十第三項の改正規定、同令第四十条の八の十二第五項第二号の改正規定並びに同令第五十一条の二の改正規定並びに附則第十四条第七項から第十二項まで及び第十八条の規定 令和六年一月一日

四 第一条中租税特別措置法施行令第二十五条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第十項の改正規定(「土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。」を削る部分に限る。)、同条第十六項の改正規定、同令第三十九条の七第一項の改正規定(「第五号」を「第四号」に改める部分を除く。)、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定(「政令」を「同令」のイからハまでに掲げる区域から除くものとして政令で定める区域は、同項の譲渡があつた日の属する年の十年前の年の翌年一月一日以後に公有水面埋立法の規定による竣功認可があつた埋立地の区域(以下この項において「埋立区域」という。))とし、同欄の二に規定する政令」に改める部分に限る。)、同条第四項第二号の改正規定、同条第十項の改正規定、同令第三十九条の二十第五項の改正規定及び同令第三十九条の二十の九第五項の改正規定並びに附則第四条第二項及び第十條第二項の規定 令和六年四月一日

立地の区域(以下この項において「埋立区域」という。))とし、同欄の二に規定する政令」に改める部分に限る。)、同条第四項第二号の改正規定、同条第十項の改正規定、同令第三十九条の二十第五項の改正規定及び同令第三十九条の二十の九第五項の改正規定並びに附則第四条第二項及び第十條第二項の規定 令和六年四月一日

五 第一条中租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の三の改正規定(同条第六項中「第二十五条の十二の三第四項」を「第二十五条の十二の四第四項」に「なるその」を「なる当該適用年」に改める部分を除く。)、同条の次に一条を加える改正規定及び同令第三十九条の三十六第二号の改正規定 令和七年一月一日

六 第一条中租税特別措置法施行令第五条の八の改正規定(同条第一項に係る部分(第四項)を「第三項」に改める部分を除く。)、及び同条第二項に係る部分を除く。及び同令第二十八条の改正規定(同条第一項に係る部分(第四項)を「第三項」に改める部分を除く。)、及び同条第二項に係る部分を除く。海上運送法等の一部を改正する法律(令和五年法律第 号) 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

(試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令(以下「新令」という。第五条の第三項の規定は、令和六年分以後の所得税について適用し、令和五年分以前の所得税については、なお従前の例による。)

2 新令第五条の第三十項第一号、第三号から第五号まで、第十号及び第十二号の規定は、個人がこの政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支出する同条第十一項第一号及び第二号に定める試験研究費の額について適用し、個人が施行日前に支出した第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令(以下「旧令」という。第五条の第三十二項第一号及び第二号に定める試験研究費の額については、なお従前の例による。)

(個人の減価償却に関する経過措置)

第三条 新令第五条の八第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする所得税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第三号。以下「改正法」という。第十条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。))第十一項第一項に規定する特定船舶(個人が施行日前に締結した契約に基づき施行日以後に取得をする新令第五条の八第一項に規定する海洋運輸業の用に供される船舶(以下この項において「経過船舶」という。))を除く。について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。))第十一項第一項に規定する特定船舶(経過船舶を含む。))については、なお従前の例による。

2 施行日から附則第一条第六号に定める日の前日までの間における新令第五条の八の規定の適用については、同条第一項中「次項第一号及び第四項」とあるのは「次項第一号及び第三項」と、同条第二項第一号中「第十一項第一号イ」とあるのは「第十一項第一号」とする。

3 旧法第十二条第四項の表の第三号の上欄に規定する離島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定した旧令第六条の三第十五項に規定する産業投資促進計画で施行日前にその計画期間が開始したもの(以下この項において「旧産業投資促進計画」という。))については、施行日から令和五年六月三十日(同日までに、当該市町村を包括する都道府県が定めた離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号) 第四条第一項の離島振興計画につき当該都道府県が同条第十四項の規定による通知(当該離島振興計画が同条第十五項において準用する同条第十四項の規定による通知)を受けた場合には、当該離島振興計画に係るこれらの通知を受けた日の前日)までの間は、当該計画期間の初日を新令第六条の三第十四項第三号に規定するいずれか遅い日と、当該旧産業投資促進計画を当該市町村を包括する都道府県が定めた同号に規定する特定離島振興計画と、当該旧産業投資促進計画に係る旧令第六条の三第二十二項の規定により同項の關係大臣が指定した地区を新令第六条の三第二十二項に規定する地区と、当該指定した地区に係る旧産業投資促進計画に記載された事業を同条第二十三項に規定する振興すべき業種として定められた事業と、それぞれみなして、同条第十四項(第三号に係る部分に限る。)、第十五項(第三号に係る部分に限る。)、第二十二項及び第二十三項の規定を適用する。

4 新令第七条第二項第一号の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする租税特別措置法第十四条第二項に規定する特定都市再生建築物については、なお従前の例による。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第四条 新令第二十五条第十二項各号及び第十三項の規定は、個人が施行日以後に新法第三十七条第一項の表の第四号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が施行日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得(製作を含む。))をする場合(当該資産が施行日前に締結した契約に基づき施行日以後に取得をする新令第二十五条第十二項第一号又は第三号に掲げる船舶(以下この項において「経過船舶」という。))である場合を除く。における当該譲渡については適用し、個人が施行日前に旧法第三十七条第一項の表の第五号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合、個人が施行日以後に同欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が施行日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得(製作を含む。))以下この項において同じ。))をした場合及び個人が施行日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が施行日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合(当該資産が経過船舶である場合に限る。))におけるこれらの譲渡については、なお従前の例による。

2 新令第二十五条第十六項の規定は、個人が令和六年四月一日以後に取得(建設及び製作を含む。))以下この項において同じ。))をする新法第三十七条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産について適用し、個人が同日前に取得をした租税特別措置法第三十七条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

3 新令第二十五条の四第四項の規定は、個人が施行日以後に行う新法第三十七条の五第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))以下この項において同じ。))に規定する譲渡資産の同条第一項に規定する譲渡に係る同項に規定する買換資産について適用し、個人が施行日前に行った旧法第三十七条の五第一項(同条第二項において準用する旧法第三十七条第四項において準用する場合を含む。))以下この項において同じ。))に規定する譲渡資産の旧法第三十七条の五第一項に規定する譲渡に係る同項に規定する買換資産については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧令第二十五条の四第八項の規定により提出された同項に規定する申請書(施行日前にその申請につき旧法第三十七条の五第二項において準用する旧法第三十七条第四項の事務署長が承認をし、又は承認をしないこととした場合における当該申請書を除く。))は、新令第二十五条の四第八項の規定により提出された同項に規定する申請書とみなして、新法第三十七条の五第二項の規定を適用する。

(特定中小企業が発行した株式の取得に要した金額の控除等に関する経過措置)

第五条 新令第二十五条の十二第七項から第十項までの規定は、個人が施行日以後に新法第三十七条の十三第一項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする同項に規定する特定株式について適用し、個人が施行日前に旧法第三十七条の十三第一項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、なお従前の例による。

(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置)

第六条 改正法附則第三十四条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。
一 改正法附則第三十四条第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者で、令和五年十二月三十一日に、租税特別措置法第三十七条の十四第五項第三号に規定する非課税管理勘定又は新法第三十七条の十四第五項第五号に規定する累積投資勘定が設けられている同項第三号に規定する非課税口座が開設されている同号の金融商品取引業者等の営業所の長に、租税特別措置法第三十七条の十四第六項に規定する非課税口座廃止届出書の同項に規定する提出をした者
二 改正法附則第三十四条第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者で、令和五年十月一日から同年十二月三十一日までの間に、前号の金融商品取引業者等の営業所の長に、租税特別措置法第三十七条の十四第十三項に規定する金融商品取引業者等変更届出書の同項に規定する提出をした者

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第七條 第四項に定めるものを除き、新令第二十七條の四の規定は、法人(租税特別措置法第二條第二項第二号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第十条までにおいて同じ。)の施行日以後に開始する事業年度(新法第四十二條の四第八項第三号の通算法人の租税特別措置法第四十二條の四第八項第二号に規定する適用対象事業年度(以下この項において「適用対象事業年度」という。を除く。))の法人税及び新法第四十二條の四第八項第三号の通算法人に係る租税特別措置法第二條第二項第十号の四に規定する通算親法人(以下この条において「通算親法人」という。)の施行日以後に開始する事業年度終了の日に終了する当該通算法人の適用対象事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日以前に開始した事業年度(旧法第四十二條の四第八項第三号の通算法人の適用対象事業年度を除く。))の法人税及び旧法第四十二條の四第八項第三号の通算法人に係る通算親法人の施行日以前に開始した事業年度終了の日に終了する当該通算法人の適用対象事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 法人が、分割等(分割又は現物出資をいう。以下この項及び次項において同じ。)で経過期間内に行われたものに係る旧令適用法人(当該分割等に係る分割法人等(租税特別措置法第二條第二項第五号に規定する分割法人又は同項第七号に規定する現物出資法人をいう。以下この項及び次項第一号において同じ。))又は分割承継法人等(同條第二項第六号に規定する分割承継法人又は同項第八号に規定する被現物出資法人をいう。以下この項及び次項第二号において同じ。))のうち、当該分割等の日が施行日以前に開始した事業年度の期間内であるもの(当該分割法人等又は分割承継法人等が新法第四十二條の四第八項第三号の通算法人である場合には、当該分割等の日が当該分割法人等又は分割承継法人等に係る通算親法人の施行日以前に開始した事業年度終了の日に終了する当該分割法人等又は分割承継法人等の事業年度の期間内であるもの)をいう。以下この項において同じ。に該当するときは、当該法人に対する前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧令第二十七條の四の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 旧令適用法人の全てが旧令第二十七條の四第十四項の届出をした場合には、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てが同項の届出をしたものとみなす。
二 旧令適用法人の全てが旧令第二十七條の四第二十一項の届出をした場合には、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てが同項の届出をしたものとみなす。
三 旧令適用法人の全てが旧令第二十七條の四第三十七項の届出をした場合には、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てが同項の届出をしたものとみなす。

3 前項に規定する経過期間とは、分割等に係る次に掲げる日のうちいずれか早い日から当該分割等に係る次に掲げる日のうちいずれか遅い日の前日までの期間をいう。
一 分割法人等の施行日以後最初に開始する事業年度開始の日(当該分割法人等が新法第四十二條の四第八項第三号の通算法人である場合には、当該分割法人等に係る通算親法人の施行日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了する当該分割法人等に係る通算親法人の施行日以後最初に開始する事業年度開始の日)
二 分割承継法人等の施行日以後最初に開始する事業年度開始の日(当該分割承継法人等が新法第四十二條の四第八項第三号の通算法人である場合には、当該分割承継法人等に係る通算親法人の施行日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了する当該分割承継法人等に係る通算親法人の施行日以後最初に開始する事業年度開始の日)
4 新令第二十七條の四第二十四項第一号、第三号から第五号まで、第十号及び第十二号の規定は、法人が施行日以後に支出する同令第二十五項第一号及び第二号に定める試験研究費の額について適用し、法人が施行日以前に支出した旧令第二十七條の四第三十三項第一号及び第二号に定める試験研究費の額については、なお従前の例による。

5 分割等(分割、現物出資又は法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二條第十二号の五の二に規定する現物分配をいう。以下この項において同じ。))について旧令第二十七條の四第十四項、第十六項又は第三十七項の届出をした法人が当該分割等について新令第二十七條の四第十四項又は第三十項の規定の適用を受ける場合におけるこれらの規定の適用に關し必要な事項は、財務省令で定める。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第八條 新令第二十八條第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする新法第四十三條第二項に規定する特定船舶(法人が施行日以前に締結した契約に基づき施行日以後に取得をする新令第二十八條第一項に規定する海洋運輸業の用に供される船舶(以下この項において「経過船舶」という。を除く。))について適用し、法人が施行日以前に取得又は製作をした旧法第四十三條第一項に規定する特定船舶(経過船舶を含む。))については、なお従前の例による。

2 施行日から附則第一条第六号に定める日の前日までの間における新令第二十八條の規定の適用については、同條第一項中「次項第一号及び第四項」とあるのは「次項第一号及び第三項」と、同條第二項第一号中「第四十三條第一項第一号」とあるのは「第四十三條第一項第一号」とする。
3 改正法附則第四十二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第四十三條の二の規定に基づく旧令第二十八條の二の規定は、なおその効力を有する。

4 新令第二十八條の四第一項第一号の規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項及び次項において同じ。)をする新法第四十四條第一項に規定する研究施設について適用し、法人が施行日以前に取得等をした旧法第四十四條第一項に規定する研究施設については、なお従前の例による。
5 新令第二十八條の六の規定は、法人が施行日以後に取得等をする新法第四十四條の三第一項に規定する共同利用施設については、なお従前の例による。

6 旧法第四十五條第三項の表の第三号の上欄に規定する離島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定した旧令第二十八條の九第十六項に規定する産業投資促進計画で施行日以前にその計画期間が開始したもの(以下この項において「旧産業投資促進計画」という。))については、施行日から令和五年六月三十日(同日までに、当該市町村を包括する都道府県が定めた離島振興計画第一項の離島振興計画につき当該都道府県が同條第十四項の規定による通知(当該離島振興計画が同條第十五項において準用する同條第十一項の規定により同項の主務大臣に提出があったものである場合には、同條第十五項において準用する同條第十四項の規定による通知)を受けた場合には、当該離島振興計画に係るこれらの通知を受けた日の前日)までの間は、当該計画期間の初日を新令第二十八條の九第十五項第三号に規定する日と、当該旧産業投資促進計画を当該市町村を包括する都道府県が定めた同号に規定する特定離島振興計画と、当該旧産業投資促進計画に係る旧令第二十八條の九第二十三項の規定により同項の關係大臣が指定した地区を新令第二十八條の九第二十三項に規定する地区と、当該指定した地区に係る旧産業投資促進計画に記載された事業を同條第二十四項に規定する振興すべき業種として定められた事業と、それぞれみなして、同條第十五項(第三号に係る部分に限る。)、第十六項(第三号に係る部分に限る。)、第二十三項及び第二十四項の規定を適用する。

7 新令第二十九條の五第一項第一号の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする租税特別措置法第四十七條第三項に規定する特定都市再生建築物について適用し、法人が施行日以前に取得又は新築をした同項に規定する特定都市再生建築物については、なお従前の例による。

(対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例に関する経過措置)

第九條 新令第三十五條の二の規定は、施行日以後に新法第五十九條の二第一項に規定する基準に適合するものとして海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第三十五條第三項又は第四項の認定(同項の認定にあつては、当該認定により当該基準に適合することとなつたものに限る。以下この条において「認定」という。)を受ける法人の当該認定に係る新法第五十九條の二第一項に規定する認定計画に記載された同項に規定する計画期間内の日を含む事業年度分の法人税について適用し、施行日以前に旧法第五十九條の二第一項に規定する基準に適合するものとして認定を受けた法人の当該認定に係る同項に規定する認定計画に記載された同項に規定する計画期間内の日を含む事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

認定(同項の認定にあつては、当該認定により当該基準に適合することとなつたものに限る。以下この条において「認定」という。)を受ける法人の当該認定に係る新法第五十九條の二第一項に規定する認定計画に記載された同項に規定する計画期間内の日を含む事業年度分の法人税について適用し、施行日以前に旧法第五十九條の二第一項に規定する基準に適合するものとして認定を受けた法人の当該認定に係る同項に規定する認定計画に記載された同項に規定する計画期間内の日を含む事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置)

第十条 新令第三十九条の七第六項各号及び第七項の規定は、法人が施行日以後に新法第六十五条の七第一項の表の第四号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、施行日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得(製作を含む)をする場合の当該資産の当該譲渡をして、施行日以前に締結した契約に基づき施行日以後に取得をする新令第三十九条の七第六項第一号又は第三号に掲げる船舶(以下この項において「経過船舶」という)を除く。及び当該資産に係る新法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定について適用し、法人が施行日以前に旧法第六十五条の七第一項の表の第五号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日以前に取得(製作を含む。以下この項において同じ)をした同号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をする同欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定並びに法人が施行日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における施行日以前に取得をした同号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をする同欄に掲げる資産(経過船舶に限る)及び当該資産に係る同条第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定については、なお従前の例による。

2 新令第三十九条の七第十項の規定は、法人が令和六年四月一日以後に取得(建設及び製作を含む。以下この項において同じ)をする新法第六十五条の七第一項の表の各号の下欄に掲げる資産について適用し、法人が同日以前に取得をした租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の各号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間における新令第三十九条の七の規定の適用については、同条第二項中「第一号」とあるのは「第二号」とし、同欄に規定する政令で定める事業所は、工場、作業場、研究所、営業所、倉庫その他これらに類する施設(工場、作業場その他これらに類する施設が相当程度集積している区域として国土交通大臣が指定する区域内にあるもの及び福厚生施設を除く)とし、同欄の八に規定する政令で定める区域は、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令別表に掲げる区域」とあるのは「(次項において「埋立区域」という。)」と、同条第三項中「上欄」とあるのは「上欄の二」とする。

(株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例に関する経過措置)

第十一条 新令第三十九条の十の二第四項の規定は、令和五年十月一日以後に行われる株式交付について適用し、同日以前に行われた株式交付については、なお従前の例による。

(特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例に関する経過措置)

第十二条 新令第三十九条の二十四の二第十九項の規定は、法人が施行日以後に取得する株式について適用し、法人が施行日以前に取得した株式については、なお従前の例による。

(投資法人に係る課税の特例に関する経過措置)

第十三条 新令第三十九条の三十二の三第十二項第一号の規定は、新法第六十七条の十五第一項に規定する投資法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、旧法第六十七条の十五第一項に規定する投資法人の施行日以前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)

第十四条 施行日以前に改正法附則第五十一条第二項に規定する新法適用者(以下第五項までにおいて「新法適用者」という)が旧法第七十条の二の二第十二項に規定する贈与者(以下この項及び第五項において「贈与者」という)から同条第一項本文の規定の適用に係る信託受益権等(改正法附則第五十一条第二項に規定する信託受益権等をいう。以下この項から第五項までにおいて同じ)を取得した場合において、租税特別措置法第七十条の二の二第二項第二号に規定する教育資金管理契約の終了の日前に当該贈与者が死亡したときは、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額に係る贈与税については、旧令第四十条の四の三第二十六項第四号の規定は、なおその効力を有する。

一 新法第七十条の二の二第十七項に規定する残額(租税特別措置法施行令第四十条の四の三第二十六項第三号の規定の適用がある場合には、当該贈与者に係る同号の規定により算出した金額。第五項において同じ)。

二 施行日以前に当該贈与者から取得をした信託受益権等(旧法第七十条の二の二第十二項第二号の規定により相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ)により取得したもの)とみなされた金額に係る部分及び新法第七十条の二の二第十二項第二号の規定により相続又は遺贈により取得したもの)とみなされた同項第一号に規定する管理残額(以下この条において「管理残額」という)に係る部分を除く。のうち旧法第七十条の二の二第一項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額に相当する部分の価額が、当該価額と施行日以後に当該贈与者から取得をした信託受益権等(新法第七十条の二の二第十二項第二号の規定により相続又は遺贈により取得したもの)とみなされた管理残額に係る部分を除く。のうち新法第七十条の二の二第一項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額に相当する部分の価額との合計額のうち占める割合。

2 施行日以前に信託受益権等を取引した新法適用者が新法第七十条の二の二第十三項本文に規定する二十三歳未満である場合等に該当する場合において、管理残額を計算するときににおける新令第四十条の四の三第二十一項の規定の適用については、同項中「一」とあるのは「以下この項において同じ。」と、「同項第一号」とあるのは「同条第十二項第一号」と、「当該贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等」とあるのは「当該贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等(令和五年三月三十一日以前に取得をしたものを除く。)」と、「贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等」とあるのは「(贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等(同号の規定により相続又は遺贈により取得したもの)とみなされた同項第一号に規定する管理残額に係る部分に限る。)」とする。

3 施行日以前に信託受益権等を取引した新法適用者が新法第七十条の二の二第十三項本文に規定する二十三歳未満である場合等に該当しない場合において、管理残額を計算するときににおける新令第四十条の四の三第二十一項の規定の適用については、同項中「一」とあるのは「以下この項において同じ。」と、「同項第一号」とあるのは「同条第十二項第一号」と、「当該贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等」とあるのは「当該贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等(令和二年三月三十一日以前に取得をしたもの及び同年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に取得をしたもの(当該贈与者の死亡前三年以内に取得をしたものを除く。))を除外。)」と、「贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等」とあるのは「(贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等(同号の規定により相続又は遺贈により取得したもの)とみなされた同項第一号に規定する管理残額に係る部分に限る。)」とする。

4 前項の新法適用者についての相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第十八条第一項の規定の適用に係る相続税額の計算の基礎となる管理残額は、前項の規定により読み替えて適用する新令第四十条の四の三第二十一項の規定により算出した金額に、令和三年四月一日以後に同項の贈与者から取得をした信託受益権等のうち旧法第七十条の二の二第一項本文又は新法第七十条の二の二第一項本文の規定により贈与税の課税価格に算入しなかつた金額に相当する部分の価額が、当該価額と令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に当該贈与者から取得をした信託受益権等(当該贈与者の死亡前三年以内に取得をしたものに限る。))のうち旧法第七十条の二の二第一項本文の規定により贈与税の課税価格に算入しなかつた金額に相当する部分の価額との合計額のうち占める割合を乗じて計算するものとする。

5 施行日以前に贈与者から信託受益権等を取引した新法適用者に係る改正法附則第五十一条第二項に規定する一般贈与財産(次項において「一般贈与財産」という)とみなされた新法第七十条の二の二第十七項に規定する残額は、同項に規定する残額に、施行日以後に当該贈与者から取得をした信託受益権等(同条第十二項第二号の規定により相続又は遺贈により取得したもの)とみなされた管理残額に係る部分を除く。のうち同条第一項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額に相当する部分の価額が、当該価額と施行日以前に当該贈与者から取得をした信託受益権

